

## はじめに — 公正な市場のために —

### 1 証券取引等監視委員会とは

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という）は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成4年7月20日に、大蔵省に設置される国家行政組織法第8条に基づく委員会として発足した機関である。

当時、いわゆる証券不祥事の発生を契機に、証券行政について、裁量を排した、より透明なルールに基づく事後監視型の行政への転換と、証券会社等の監督とルールの遵守を監視する役割との分離が求められることとなった。その中で監視委員会は、監督行政部門から独立したルール遵守の監視役として、証券会社等に対する検査、日常的な市場監視及び取引の公正を害する犯則事件の調査を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場構築のため中核的役割を果たしていくことが責務とされた。

その後、金融行政のあり方全般の見直しの中で、平成10年6月22日に総理府の外局として金融監督庁が発足し、同時に、監視委員会の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、監視委員会は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。また、平成10年12月15日の金融再生委員会の発足に伴い、金融監督庁及び監視委員会は金融再生委員会に移管された。

さらに、平成12年7月1日、金融監督庁に大蔵省から金融制度等の企画・立案機能が移管されて、金融庁が発足したことに伴い、監視委員会は、従前の体制のまま金融庁に移管され、今日に至っている。なお、監視委員会は、中央省庁等の改革が行われる平成13年1月には、内閣府の外局として設置される金融庁に移管されることとなっている。

このような金融行政機構の見直しのもとで、金融システムの抜本的な改革が進み、証券分野においては、平成10年12月には、証券会社の免許制から登録制への移行、取引所集中義務の撤廃等が実施され、平成11年10月には、株式売買委託手数料が完全自由化されるとともに、銀行の証券子会社の業務範囲の制限も撤廃された。

また、クロスボーダー取引の一層の拡大などを背景に、国内外において市場間競争が活発化してきており、わが国の証券市場においても、平成11年11月に東京証券取引所にマザーズ市場が、平成12年5月に大阪証券取引所にナスダック・ジャパン市場が開設され、さらに、電子情報技術を利用した私設市場であるPTS（私設取引システム）における取引も開始されている。

なお、こうした市場間の競争に対応して証券取引所等における意思決定の迅速化や資金調達の円滑化を図る観点から、その組織形態として株式会社を選択可能とするための証券取引法等の改正が行われた。

さらに、最近における情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、インターネットを利用した取引も増大してきている。

このような証券市場を取り巻く環境の変化の中で、顧客に損失を表面化させないことを約束して複雑なデリバティブを組み込んだいわゆる「飛ばし類似金融商品」の取引の勧誘を行ったり、有価証券の募集のため偽計を用いたりする行為など、従来とは異なる違法行為が摘発されており、監視委員会が対象とすべき取引は複雑化・広域化してきている。

こうした状況のもと、金融システム改革を真に実効あるものにするために、市場の公正・透明性を確保するという監視委員会の役割は、ますます大きくなってきている。

## 2 活動の重点事項

本公表の対象期間（平成11年7月1日から平成12年6月30日まで。以下同じ）における活動の詳細は各章で詳述するが、まず、監視委員会が現在の環境下で、こういった問題意識のもとで、何を重点に対処してきたかについて、以下概説する。

(1) ルール違反への厳正な対応

公正・公平な市場を維持していくためには、ルールの違反者に対して厳正なペナルティーを課すことにより、投資者に市場が適切に監視されているという信頼感を醸成することが重要である。したがって、犯則事件の徹底した調査は、監視委員会の最も重要な任務の1つである。

本公表の対象期間には、日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載の嫌疑、クレスベール証券に係る偽計販売の嫌疑、ヒューネット株式の相場操縦の嫌疑、ピコイ株式の内部者取引（インサイダー取引）の嫌疑で強制調査（関係箇所の搜索及び証拠物件の差押え）を実施するとともに、内部者取引につき1件、相場操縦につき1件、偽計による取引につき2件、有価証券報告書等の虚偽記載につき3件の、計7件について、証取法違反の罪に該当するとして検察官に対して告発を行った。

この結果、監視委員会発足以来8年間に行った告発は、内部者取引11件、損失補てん7件、風説の流布2件、相場操縦3件、有価証券報告書等の虚偽記載6件、偽計による取引2件の、合計31件となっている。

(2) 証券会社等の厳正な検査

証券取引の公正の確保を図っていくためには、証券市場の担い手である証券会社等が市場ルール等に従って行動することが、まず要求される。そのため、監視委員会は、証券会社の市場ルール等の遵守状況等について検査を行っており、本公表の対象期間に、国内証

券会社及び外国証券会社86社に対して検査に着手し、前検査事務年度着手分を含め検査が終了した94社のうち80社に対して問題点を指摘した。

検査結果をみると、従来同様、取引一任勘定取引の契約を締結する行為、損失補てんをするため財産上の利益を提供する行為などが多く認められたほか、作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為、投機的利益の追求を目的とした役職員の有価証券売買や、特別の利益を提供することを約して勧誘する行為などが認められた。これは役職員の法令遵守意識の欠如や、証券会社の内部管理体制の不備が原因と考えられ、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する問題点も多数認められている。証券会社の役職員は法令遵守の重要性を強く認識し、公正な業務遂行に向けて一層努力するとともに、効果的な内部管理体制作りにも努める必要がある。

検査の結果、証券会社及びその役職員に重大な法令違反が認められた37件、20社、70人について、行政処分等を講じるよう金融再生委員会及び金融監督庁長官に対して勧告を行った。

### (3) 効果的な市場監視

証券市場では日々膨大な数量の取引が行われている。この中から不公正な取引を時機を失せずに見つけていくためには、情報の効果的な収集と的確な分析が不可欠である。このため、監視委員会では、自ら株価動向等のチェックを行うほか、自主規制機関との緊密な連携や一般からの情報収集にも力を入れている。

本公表の対象期間には、価格形成に関する取引審査78件、内部者取引に関する取引審査236件、風説の流布等の観点からの取引審査12件の、合計326件につき取引審査を行った。

### (4) 情報化・国際化への対応

情報化の進展は、金融商品の多様化・複雑化を急速に進めるとと

もに、インターネットの普及に象徴されるように、取引の手法や情報の媒介手段に大きな影響を及ぼすものである。こういった状況に対応するため、監視委員会においては、平成5年以降、証券総合システム（SCAN-System）を導入し、証券会社の検査や取引審査における分析・検索機能の充実を図っている。さらに、平成12年5月から、インターネットのホームページに書き込まれる様々な情報を監視するため、インターネット巡回監視システム（SCAN-IPSS）を開発し、インターネット上の情報を効率よく収集する体制を整えた。

また、証券取引のボーダーレス化により、取引の全容を把握するためには、他国の規制当局との情報交換が不可欠となる場合も少なくない。このため、証券監督者国際機構（IOSCO）等の場を通じて、多国間での各国の規制当局との連携強化を図るとともに、非公開情報の交換など二国間ベースの連携強化を目的として、覚書（MOU：Memorandum of Understanding）の締結への努力も続けている。

### 3 信頼される市場のために

日本の証券市場や金融先物市場が市場参加者の信頼を確保するためには、監視委員会が適切にその責務を果たしていくとともに、その活動が正確に関係者に理解されていくことが重要である。監視委員会は、告発や勧告を行った場合には、報道機関を通じて監視委員会の活動内容や法令違反の実態の説明に努めるほか、監視委員会のホームページを通じて、勧告事案についての情報提供を行っている。

本公表は、これらの情報提供に加え、1年間の活動状況についての公表を行うものであり、監視委員会の活動の全体像を幅広く一般に説明する貴重な機会であると考えている。

また、今回は、平成12検査事務年度（平成12年7月1日から平成13年6月30日まで）についても、監視委員会の平成12検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画と、金融庁長官から示された金融機関等の検査に係る平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画、これに関して監視委員会が述べた提言を、附属資料編に掲載した。

市場構造が急速に変貌していく今日、監視委員会の活動について、率直なご意見や各種の情報等をお寄せいただければ幸いです。

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送： ☎100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

証券取引等監視委員会事務局 総務検査課情報処理係

電 話：（代表）03-3506-6000内線3093・3026（直通）03-3581-7868

F A X： 03-5251-2136

インターネット：<http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

## 監視委員会の活動状況

# 第1章 組 織

## 第1 監視委員会

監視委員会は、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、その事務を処理するため事務局が置かれている。

### 1 委員会

監視委員会の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

監視委員会は平成10年7月20日以降3期目に入っており、委員長に佐藤ギン子、委員には高橋武生及び川岸近衛がそれぞれ就任している。

### 2 事務局

事務局は、事務局長及び次長の下に総務検査課及び特別調査課の2課で構成されており、定員は、平成12年度予算において国際調整係長、証券取引検査官2人及び証券取引特別調査官3人の増員が認められ、計112人となっている。

(1) 総務検査課は、検査、取引審査及び総括の3部門に分かれる。

検査部門は、証券取引等の公正確保の観点から証券会社等の検査を行う。

取引審査部門は、証券取引等の公正確保のために日常的な市場監視を行う。

総括部門は、監視委員会全体の調整部門であり、監視委員会の会議の運営や金融庁長官（平成12年6月30日までは金融監督庁長官。以下同じ）等に対する勧告・建議に係る事務などを行う。

(2) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

## 第2 地方の事務処理組織

地方においては、大蔵省財務局長、財務支局長及び沖縄開発庁沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という）の下に、監視委員会が所掌する事務を専門に担当する組織が設置されている。定員は、平成12年度予算において証券取引検査官6人の増員が認められ、計138人となっている。

検査及び取引審査については監視委員会の委任を受けて（注）、犯則事件の調査については監視委員会の指揮監督を受けて、財務局長等がそれぞれこれを行っている。

（注）監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会自らその権限を行使することができる）。

## 第2章 犯則事件の調査・告発

### 第1 概説

#### 1 犯則事件の調査の目的及び権限

犯則事件の調査は、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることによって、市場の公正性・健全性を確保し、投資者保護を図る目的で、監視委員会の設置に伴い設けられた権限である。

犯則事件の調査については、金融再生委員会及び金融庁長官からの権限の委任に基づいて行う証券会社等に対する検査とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、投資者を含め広く証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条）がある。

#### 2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第14条）で定められている。主なものとしては、証券会社による損失補てんのほか、

何人をも対象とする風説の流布、相場操縦、内部者取引、発行会社を対象とする有価証券報告書の虚偽記載などがある（附属資料 1 - 5 の 2 の(2)参照）。

監視委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を監視委員会に報告し（証取法第223条、外証法第53条、金先法第119条）、監視委員会は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに告発先へ引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第53条、金先法第122条）。

## 第2 犯則事件の調査・告発実績

### 1 犯則事件の調査の実施状況

本公表の対象期間においては、日本債券信用銀行に係る有価証券報告書の虚偽記載の嫌疑、クレスベール・インターナショナル・リミテッド（この章において、以下「クレスベール証券」という）に係る偽計販売の嫌疑、ヒューネット株式に係る相場操縦の嫌疑、ピコイ株式に係る内部者取引の嫌疑により、それぞれ犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施したほか、任意調査権限に基づき所要の調査を行った。

### 2 告発の状況

監視委員会は、犯則事件の調査の結果に基づき、内部者取引につき1件、相場操縦につき1件、偽計販売につき2件、有価証券報告書等の虚偽記載につき3件の、計7件について、証取法違反の罪に該当するとして告発を行った。その概要は、以下のとおりである。なお、関係条文は、違反行為時点のものである。

(1) 日本債券信用銀行事件（有価証券報告書虚偽記載）

監視委員会は、日本債券信用銀行に係る有価証券報告書の虚偽記載が証取法違反の罪（第197条第1号、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出する行為）に該当するとして、平成11年8月13日、犯則嫌疑者5人及び犯則嫌疑法人1社を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

株式会社日本債券信用銀行の代表取締役会長であったA、代表取締役頭取であったB、代表取締役副頭取であったC及び役員2人は、共謀の上、同社の業務に関し、平成10年3月期の当期末処理損失について、真実は約2205億円であったのに、取立不能と見込まれる貸出金について適正な引当・償却を行わないことにより、約1592億円過小の約613億円に圧縮して計上するなど、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成11年8月13日、被告発人A、B及びCについて公訴の提起が行われた。東京地方裁判所において公判係属中。

(2) ヒューネット事件（相場操縦）

監視委員会は、ヒューネット株式に係る相場操縦が証取法違反の罪（第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項、相場操縦行為の禁止）に該当するとして、平成11年12月3日、犯則嫌疑者

2人を横浜地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Aほか1人は、共謀の上、店頭売買有価証券であるヒューネット株式につき、平成9年1月31日から5月23日までの間、借名口座を含む8名義を用いて、

売買取引が繁盛に行われていると誤解させるなど同株式の取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的で、権利の移転を目的としない仮装売買を反復継続し、

同株式の売買取引を誘引する目的で、同株式の売買取引が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買取引を行い、株価を411円から500円まで高騰させるなどして、相場操縦を行った。

〔告発後の経緯〕

平成11年12月6日、被告発人Aについて公訴の提起が行われた。平成12年5月19日、横浜地方裁判所において、懲役1年6月、執行猶予3年の判決が宣告され、同裁判は確定した。

(3) ヤクルト本社事件（半期報告書虚偽記載）

監視委員会は、ヤクルト本社に係る半期報告書の虚偽記載が証取法違反の罪（第198条第4号、重要な事項につき虚偽の記載のある半期報告書を提出する行為）に該当するとして、平成11年12月27日、犯則嫌疑者2人及び犯則嫌疑法人1社を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

株式会社ヤクルト本社の取締役副社長であったA及びクレスベール証券の代表取締役会長であったBは、共謀の上、ヤクルト本社の業務に関し、平成9年9月期の中間決算において、真実は約47億円の間接未処理損失があったのに、同社がクレスベール証券から購入していたプリンストン債（投資信託の性格を有する米国ドル建て私募債）で既に償還済のものを未償還であるように会計処理することにより、約48億円の間接未処分利益を計上するなど、重要な事項につき虚偽の記載のある半期報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成11年12月28日、被告発人A、B及び被告発法人ヤクルト本社について公訴の提起が行われた。東京地方裁判所において公判係属中。

(4) テスコン事件（有価証券報告書虚偽記載）

監視委員会は、テスコンに係る有価証券報告書の虚偽記載が証券法違反の罪（第197条第1号、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出する行為）に該当するとして、平成12年1月31日、犯則嫌疑者4人及び犯則嫌疑法人1社を横浜地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

株式会社テスコンの代表取締役社長であったA及び役員3人は、共謀の上、同社の業務に関し、平成10年5月期決算において、真実は当期末処理損失があったのに、架空売上げの計上により売上高を約17億6000万円水増しすることにより、当期末処

分利益を約9億7000万円計上するなど、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成12年6月8日、被告発人Aについて公訴の提起が行われた。横浜地方裁判所において公判係属中。

(5) クレスベール証券事件（偽計販売 その1）

監視委員会は、クレスベール証券に係るプリンストン債の偽計販売が証取法違反の罪（第158条、偽計の禁止）に該当するとして、平成12年3月21日、犯則嫌疑者2人及び犯則嫌疑法人1社を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

クレスベール証券の取締役であったA及び東京支店資本市場担当部長であったBは、共謀の上、同社の業務に関し、平成10年6月4日ころ、顧客にプリンストン債を販売するに当たり、プリンストン債について大蔵省又は日本銀行が承認した事実がないにもかかわらず、「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の記載がある資料を交付し、もって、有価証券の売買のため偽計を用いた。

〔告発後の経緯〕

平成12年3月22日、被告発人A及びBについて公訴の提起が行われた。両名共に、同日、東京簡易裁判所において罰金30万円の略式命令が出され、同裁判は確定した。

(6) クレスベール証券事件（偽計販売 その2）

監視委員会は、クレスベール証券に係るプリンストン債の偽計販売が証取法違反の罪（第158条、偽計の禁止）に該当するとして、平成12年3月22日、犯則嫌疑者1人及び犯則嫌疑法人1社を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

クレスベール証券の代表取締役会長であったCは、遅くとも平成10年2月ころには、米国プリンストン社から送付されてくるプリンストン債の月間運用成果報告書の時価資産残高が過大に粉飾され、あるいは、約定どおりに期限前償還がされないおそれが高いことを認識しながら、同社の業務に関し、平成10年3月上旬ころから平成11年5月中旬ころまでの間、顧客にプリンストン債を販売するに当たり、「プリンストン債は顧客の資産の安全を第一の運用哲学としている」などと虚偽の説明をし、もって、有価証券の売買のため偽計を用いた。

〔告発後の経緯〕

平成12年3月22日、被告発人Cについて公訴の提起が行われた。東京地方裁判所において公判係属中。

(7) ピコイ事件（内部者取引）

監視委員会は、ピコイ株式に係る内部者取引が証取法違反の罪（第166条第3項、会社関係者等の禁止行為）に該当するとして、平成12年5月26日、犯則嫌疑者1人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Aは、株式会社ピコイに対し資材を販売している商社の新潟支店長から、ピコイが和議開始の申立てを行うことについて決定した旨の重要事実の伝達を受け、自己所有の店頭売買有価証券であるピコイ株式を売り付けて損失の発生を回避しようとして企て、その公表前である平成11年10月5日、同社株券1万6000株を代金458万円で売り抜けた。

〔告発後の経緯〕

平成12年5月26日、被告発人Aについて公訴の提起が行われた。同年7月19日、東京地方裁判所において、懲役8月、執行猶予3年、罰金100万円、追徴金約449万円の判決が宣告され、同裁判は確定した。

## 第3章 検 査

### 第1 概 説

#### 1 検査の意義及び対象

監視委員会は、証取法、外証法及び金先法により金融再生委員会及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

監視委員会の検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、金融再生委員会及び金融庁長官の証券会社等に対する行政上必要な措置及び施策に資するものである。

なお、監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の持株会社等	（証取法第194条の6）
登録金融機関	（証取法第194条の6）
証券業協会	（証取法第194条の6）
証券取引所	（証取法第194条の6）
外国証券会社国内支店及び特定金融機関	（外証法第42条）
金融先物取引所及びその会員	（金先法第92条）
金融先物取引業者	（金先法第92条）
金融先物取引業協会	（金先法第92条）

（注）（ ）内の法律条項は、金融庁長官から監視委員会への検査権限の委任規定である。

#### 2 検査の範囲

検査の範囲は、政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第20条）及び金融再生委員会規則（第27条。金先法関係）で定められている。例えば、証券会社については、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為（取引一任勘定取引の契約の締結、断定的判断を提供した勧誘、特別の利益提供を約した勧誘等）、損失保証・損失補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている（附属資料1 - 5の2の(1)の参照）。

## 第2 検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われる。

監視委員会は、検査事務年度ごとに、自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、登録金融機関等のうちその検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定めている。

平成11検査事務年度（平成11年7月1日から平成12年6月30日まで）については、平成11年6月22日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成11検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

## 1 検査基本方針

我が国の証券市場は、金融システム改革により、商品や業務に対する規制の撤廃・緩和が行われ、利用者の多様なニーズに応える商品・サービスが提供される等、自由化・国際化の方向で大きな変容をとげている。今後、より自由度・利便性の高い、国際化した市場を目指していくうえで、信頼できる公正で透明な市場の構築が必須であり、このため、明確な取引ルールの整備とそれを実効あらしめる市場監視体制の一層の充実及びルール違反に対する厳正な対応が要請されている。

一方、証券会社においては、金融システム改革に伴って、新規参入の活発化、商品・サービスの差別化による業務内容の多様化、持株会社・子会社の活用、業務・資本提携が進む一方、市場仲介者としての責任が一段と高まっており、市場ルールに則った適正な営業の確保及び内部管理体制の充実・強化が従来にも増して必要となっている。

平成10検査事務年度（平成10年7月～平成11年6月）の検査結果をみると、依然として一部の証券会社において重大な法令違反行為が認められている。また、転換社債、投資信託等の販売時における顧客利益等を軽視した投資勧誘や誠実かつ公正な業務遂行の観点から問題のある投資勧誘といった営業姿勢上の問題点や、管理システムは整備されてきてはいるものの形式的なチェックによるルール違反の看過や役職員の法令諸規則の理解の欠如等の内部管理体制上の問題点が認められている。

こうした問題の発生は、基本的には、証券会社役職員の法令等ルールの遵守意識が未だ不徹底であることに起因するものである。

以上のような状況を踏まえ、平成11検査事務年度（平成11年7

月～平成12年6月)における証券会社等検査は、下記により実施することとする。

(1) 運営要領

証券市場等における取引の公正の確保を図るために、自主規制機関等と連携しつつ厳正かつ的確な検査を実施することとする。

このため、深度ある検査の実施に向けて、検査体制の拡充・強化に努めるとともに過去の検査結果の分析等を通じた検査手法の向上・開発等を図ることとする。

また、検査対象会社は、証券市場を取り巻く情勢、各種情報、前回検査の結果等を総合的に勘案して弾力的に選定することとし、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるとともに、別途、機動的な検査を実施する等、より実効性のある検査運営に努める。

(2) 証券会社検査重点事項

証券会社検査では、次の諸点を重点事項とする。

証券取引の公正確保の観点から、法令を中心とした各種市場ルールの遵守状況を多角的に点検する。

証券会社の健全な営業姿勢を確保する観点から、投資勧誘の実情等を的確に点検する。

証券業務の信頼性確保の観点から、各証券会社における内部管理体制の整備・運用状況及びその実効性を十分に点検する。

(3) 金融先物取引業者等検査重点事項

金融先物取引業者等検査では、先物取引の公正確保の観点から、市場ルールの遵守状況を重点的に点検するとともに、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握に努める。

## 2 検査基本計画

### (1) 証券会社検査

- ・国内証券会社 71社
- ・外国証券会社 7社

(注1) 上記検査以外に、別途、機動的な検査等を実施する。

(注2) 国内証券会社については、上記のほかに、支店のみを対象とした検査を26支店実施することとする。

### (2) 金融先物取引業者等検査

- ・金融先物取引業者 原則として、証券検査の際併せて実施する。

また、平成12検査事務年度（平成12年7月1日から平成13年6月30日まで）については、平成12年6月23日、検査基本方針及び検査基本計画を定めている（附属資料4 - 1参照）。

## 第3 検査実績

### 1 検査の実施状況

本公表の対象期間における監視委員会及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである。

#### (1) 証券会社等検査

監視委員会及び財務局長等が、本公表の対象期間において検査に着手した件数は、証券会社86社である。

これらの内訳は、監視委員会が検査に着手したものが国内証券会社6社、外国証券会社14社、財務局長等が検査に着手したもの

が国内証券会社66社である。

本公表の対象期間において着手したもののうち、国内証券会社64社、外国証券会社13社について、本公表の対象期間中に被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（別表参照）。なお、平成10検査事務年度（平成10年7月1日から平成11年6月30日まで。以下同じ）において着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった証券会社17社については、本公表の対象期間中にすべて検査が終了している。

本公表の対象期間中に検査が終了したもの（平成10検査事務年度着手分を含む）のうち、重大な法令違反が認められた証券会社37社については、監視委員会が金融再生委員会及び金融監督庁長官に対し勧告を行い、これを受けて業務停止の行政処分等が実施されている（勧告については、第4章で記述する）。

なお、検査において認められた問題点については、行政担当部局にも連絡し、行政担当部局から被検査会社に対して改善策等の報告を求めている。

(2) 金融先物取引業者等検査

本公表の対象期間においては、証券検査の際、併せて実施している。

別表 検査実施状況

区 分	検査計画	検査着手	検査終了
証券会社		86社	77社
国内証券会社	71社	72社	64社
監視委員会	} 71社	6社	6社
財務局長等		66社	58社
外国証券会社	7社	14社	13社

(注1) 外国証券会社は、すべて監視委員会が検査を実施している。

(注2) 上記のほか、財務局長等が単独で支店の検査を実施したものが28支店（うち、検査を終了したものは24支店）ある。

(注3) 検査終了欄は、本公表の対象期間末までに被検査会社に

対し検査結果通知書を交付し、検査が終了したものである。

## 2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

本公表の対象期間における1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社 115人・日、外国証券会社 108人・日となっている。

## 第4 証券会社に対する検査結果の概要

### 1 検査において認められた問題点

本公表の対象期間の証券会社に対する検査は、市場ルール等の遵守状況、投資勧誘の実情等の営業姿勢、内部管理体制の点検のほか、前回検査における問題点の改善状況の点検を重点事項として実施した。

本公表の対象期間中に検査が終了した94社のうち、80社に問題点が認められた。80社中、72社において市場ルール等の違反の問題が認められたほか、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する問題点も多数認められた。また、前回検査で指摘した問題点については、各社ともおおむね改善されてはいるが、同一の問題が再度発生しているものや、近年、証券事故が多発している状況にあるものも一部に見受けられた（附属資料2 - 2の3参照）。

本公表の対象期間においても、平成10検査事務年度と同様に、金融再生委員会及び金融監督庁長官に対する勧告事案となる重大な法令違反行為が多数把握されているが、これは役職員の法令遵守意識の欠如や証券会社の内部管理体制の不備が原因と考えられる。こうした実態について、証券会社の役職員は法令遵守の重要性を強く認識し、公正な業務遂行に向けて一層努力するとともに、効果的な内部管理体制作りに努める必要がある。

市場ルール等の遵守状況についてみると、従来同様、取引一任勘定取引の契約を締結する行為、役職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券売買などの法令違反行為や、金銭の貸借などの自主規制ルール違反の行為が多数認められているほか、本公表の対象期間においては、特別の利益を提供することを約して勧誘する行為や、有価証券の募集のため偽計を用いる行為などの悪質な行為も認めら

れた。

次に、営業姿勢の状況についてみると、投資信託の償還乗換えにおいて乗換優遇措置（手数料の減免）の適用について説明せずに勧誘を行っていた事例、同一外貨建て商品間の乗換えにおいて為替コストの負担のない外貨乗換えについて説明せずに勧誘を行っていた事例など、顧客の利益を軽視した投資勧誘や、誠実かつ公正な業務遂行の観点から問題のある投資勧誘が認められている。こういった営業姿勢については、これを是正するための必要かつ適切な措置を講じるよう、監視委員会が金融監督庁長官に対し建議を行ったところである（建議については、第5章で記述する）。

内部管理体制の状況についてみると、各社ともその体制強化のための諸施策を講じてはいるが、必ずしも十分であるとは認められない。例えば、形式上は内部管理統括責任者等を配置しているもののその職責を全く果たしていない事例、自主規制ルール違反を把握していたのに行政当局へ届出等をしていない事例、証券取引所への過誤訂正のための売買承認申請書等において申請の理由が事実と異なっている事例、顧客の責めに帰すべき取引を内部管理責任者が事実関係を承知の上で自己勘定で引き取っている事例などが認められている。これらの事例の発生は、社内管理システムの運用が的確でなく内部管理の実効性が十分に確保されていないこと、また、実際の運用に携わる管理担当者に法令・ルールの遵守意識が欠けていることに起因するものと認められる。

本公表の対象期間中に終了した検査（平成10検査事務年度着手分を含む）の結果認められた問題点を整理すると、以下のとおりである。

- (1) 市場ルール等の遵守状況については、一部の証券会社において、

次のような問題点が認められた。

法令違反で勧告したもの

向い呑み及び呑行為

虚偽の記載をした取引報告書の交付、取引報告書の不交付

取引一任勘定取引の契約を締結する行為

有価証券の売買その他の取引に関する虚偽表示

特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買の受託をする行為

損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為、又は第三者をして提供させる行為

利益に追加するため財産上の利益を提供する行為

法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況

通常の実取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引

有価証券を売却する場合における引受人の信用の供与

有価証券の募集のため偽計を用いる行為

政令で定めるところに違反した空売り

報告徴取に対する虚偽報告

役員職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

役員職員の内部者取引

法令違反であるが勧告に至らなかったもの

マーケットメイク銘柄に係る取引態様の事前明示義務違反

取引一任勘定取引の契約を締結する行為

職務上知りえた特別の情報に基づいて有価証券の売買等をする行為

元引受証券会社による安定操作期間内の自己の計算による買付け

- ⑳ 法人関係情報の管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でない認められる状況
- ㉑ 顧客に関する非公開情報を親法人等から受領し、又は親法人等へ提供する行為
- ㉒ 親銀行等との独立を損なう態様での店舗の設置、電子情報処理組織の共用

自主規制ルール違反

- ㉓ 外国株式受注時の証取法による企業内容未開示の未説明
- ㉔ 営業員による名義借り
- ㉕ 営業員による名義貸し
- ㉖ 営業員による仮名取引の受託
- ㉗ 営業員による顧客との金銭貸借
- ㉘ 内部管理責任者の審査を受けていない営業員限りの広告

- (2) 営業姿勢については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引

同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱い

円償還特約付デュアルカレンシー債の販売における不適正な営業姿勢

特定銘柄の不適正な投資勧誘

- (3) 内部管理体制については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

社内管理システムの不備及び不十分な活用

## 役職員の法令遵守意識の欠如

なお、検査において指摘した事項のうち、外国債券等の販売に関連して多数の法令違反が認められたことから、証取法等における報告徴取権に基づき、監視委員会が担当する国内証券会社及び外国証券会社に対し「外国債券、外国証券投資信託及び外国投資証券の取扱い状況に関する調査」を実施し（附属資料 2 - 6 参照）、その後の検査における参考資料として活用した。

また、「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当する法令違反については、その具体的事例及び法令違反の該当性についての基本的な考え方を、監視委員会において整理するとともに、今後の検査の参考となるよう、各財務局等の証券取引等監視官、日本証券業協会、東京証券取引所及び大阪証券取引所あてに通知した（附属資料 2 - 7 参照）。

## 2 問題点の事例

検査において認められた上記問題点に関する事例は、以下のとおりである。

### (1) 市場ルール等の遵守状況関係

～ の勧告事例については、第 4 章で記述する。

マーケットメイク銘柄に係る取引態様の事前明示義務違反〔証取法第 38 条違反〕

顧客からマーケットメイク（注）を行っている店頭登録銘柄の注文を受注した際に、顧客に対しあらかじめ自己がその相手方となって売買を成立させるか、又は取次ぎして売買を成立させるか

の別を明らかにしないまま、約定を成立させていたものが認められた。

(注) 特定の銘柄の有価証券について、売買を成立させやすくするため、証券会社が売り値と売り数、買い値と買い数を継続的に発表し、その表示価格に基づき、自己の計算において他の証券会社又は顧客との間で売買を行うこと。

取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号違反〕

国内の大口顧客からの注文形態であるCD注文、VWAP注文(注)について、証券会社が具体的な執行価格や執行のタイミングを決定していたが、その受託時において、顧客から指値又は成行の別といった価格についての同意を得ていないものが認められた。

(注) 「CD (Careful Discretion) 注文」とは、顧客が最良執行を要請した上で執行価格については証券会社の裁量に任せる注文形態であり、「VWAP (Value Weighted Average Price) 注文」とは、約定平均価格について当日のその銘柄の市場における加重平均価格を目標とするとの条件を付したCD注文である。

職務上知りえた特別の情報に基づいて有価証券の売買等をする行為〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第5号違反〕

特定の銘柄の株式について、顧客に組織的に買付勧誘を行うことで多数の顧客が買付けを行うことが予想されるとの情報や、顧客の注文動向に係る情報を知った支店長等が、この情報を基に自

らその株式を買い付ける行為が認められた。

元引受証券会社による安定操作期間内の自己の計算による買付け〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第6号イ違反〕

元引受契約を締結している転換社債の発行に係る安定操作期間内において、その発行会社が発行する株券及び転換社債につき、法令で認められている「安定操作取引」又は「注文の過誤訂正等のための取引」のいずれにも該当しない自己の計算による買付けを行っていたものが認められた。

（注）企業が新株等を発行して資金調達を行う場合の、いわゆる時価ファイナンスにあつては、流通市場における時価を基に発行価格（権利行使価格、転換価格）が決定され、その価格をもって不特定多数の投資者への募集・売出しが行われること、その発行価格と時価との関係が募集等に応ずるかどうかの投資者の判断に大きく影響するものであることから、ファイナンス期間における流通市場の価格形成が極めて重要な意味を持つこととなる。

「安定操作取引」とは、有価証券の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもって、有価証券市場において行う一連の売買取引をいい、証取法により原則として禁止されているが、証取法施行令において、有価証券の募集・売出しを容易にするために行う場合に限って、一定の条件の下に許容されている。さらに、行為規制命令では、このような許容された安定操作取引でない限りは、市場の価格形成をゆがめるおそれがあるため、安定操作期間（発行価格決定後であつて、かつ、申込終了日の20日前からその終了日まで、又は

申込終了日の2週間前の日から払込期日までの期間をいう)  
内において元引受証券会社が自己買付けを行うこと自体が禁  
止されている。

- ⑳ 法人関係情報の管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引  
の防止上十分でない認められる状況〔証取法第43条第2項に基  
づく行為規制命令第10条第4号違反〕

営業部門において取得した有価証券の発行に係る法人関係情報  
の適正な管理がされておらず、結果的に顧客に対してその情報を  
提供して勧誘を行っている状況が認められた。

- ㉑ 顧客に関する非公開情報を親法人等から受領し、又は親法人等  
へ提供する行為〔証取法第45条第3項に基づく行為規制命令第12  
条第7号違反〕

特定の顧客の与信枠の設定・更新を行うという情報、特定の顧  
客が特定の債券を買付予定であるという情報や、特定の顧客が特  
定の取引を行うという情報を、顧客の同意を得ることなく親法人  
等から受領し、又は親法人等へ提供する行為が認められた。

- ㉒ 親銀行等との独立を損なう態様での店舗の設置、電子情報処理  
組織の共用〔証取法第45条第3項に基づく行為規制命令第12条第  
8号違反〕

親銀行等の職員と混在する座席配置となっているなど証券会社  
としての独立を損なう態様で業務が一体的に遂行されているもの、  
顧客情報についてアクセスすることが可能となっている電子情報  
システムを親銀行等と共用しているものが認められた。

- ②④ 外国株式受注時の証取法による企業内容未開示の未説明〔日本証券業協会公正慣習規則（以下「日証協公慣規」という）第4号「外国証券の取引に関する規則」第12条第3項違反〕
- 外国株式の買付勧誘において、営業員が「その外国証券については、わが国の証取法に基づく企業内容の開示は行われていない」旨の説明を行っていないものが認められた。
- ②⑤ 営業員による名義借り〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第13号違反〕
- 営業員が、友人の口座を使用し、自己の計算による有価証券取引を行っていたものが認められた。
- ②⑥ 営業員による名義貸し〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第11号違反〕
- 営業員が、株式買付けの勧誘を行った顧客に、他の顧客の名義を使用させて株式を買付けさせていたものが認められた。
- ②⑦ 営業員による仮名取引の受託〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第12号違反〕
- 営業員が、顧客が本人名義以外の名義を使用していることを知りながら、株式の売出しに係る買付申込予約を受託しているものが認められた。
- ②⑧ 営業員による顧客との金銭貸借〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第17号違反〕
- 営業員が、顧客からの依頼に応じ、顧客の株式の買付代金として、自己の資金を顧客口座へ入金し、金銭貸借を行ったものが認

められた。

- ⑳ 内部管理責任者の審査を受けていない営業員限りの広告〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第20号違反〕

営業員が、特定の株式に係る相場見通し等の推奨コメントを記載した資料を作成し、内部管理責任者の審査を受けずに、顧客に送付して広告をしていたものが認められた。

(2) 営業姿勢関係

投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引

投資信託の買付けに際し、償還乗換え優遇措置（注）を利用できたにもかかわらず、会社としての周知が不十分で営業員の認識・理解が不足していたため、これを利用せず、顧客に本来負担する必要のない手数料を負担させていた事例が認められた。

（注）投資信託の償還（信託期間を延長したファンドを解約した場合を含む）を受けた顧客が、償還金の支払を行った証券会社で再度投資信託を購入する場合には、その償還金額に対応する購入口数について手数料の減免により購入できる制度。

同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱い

- イ 外国株式の売買に際し、同一通貨建ての同一日における乗換え取引において、外貨決済の取扱いについての確認を行わないまま外国株式営業を推進したため、多数の顧客に対して十分な説明を行わず乗換え勧誘を行い、円貨決済をすることにより余分な為替コストを負担させている事例が認められた。

- ロ 顧客に余分な為替コストを負担させる取引は経済合理性に反す

るなどの指導は受けていたが、為替コストの負担を回避する方法について具体的な指導がなかったため、外国証券取引知識や経験が十分でない顧客に対して、円貨にいったん換算した上での乗換えは外貨での直接乗換えに比べて為替コストが余分な負担となることを説明せず、又は理解させずに乗換え勧誘している事例が認められた。

八 同一外貨建て商品間の売買において、顧客からの円貨で決済をしたいという申出に対して、通貨を別の通貨に転換する際には為替コストが必要になることは説明したものの、このような取引は経済合理性に欠け顧客にとってメリットのない取引であることを十分理解させないまま、安易に取引を受託した事例や、円貨決済と外貨決済を選択できることは伝えたものの、円貨決済をすれば無用の為替コストが必要になることを説明していない事例が認められた。

円償還特約付デュアルカレンシー債の販売における不適正な営業姿勢

円償還特約付デュアルカレンシー債を証券取引の経験や証券知識の乏しい顧客を含む多数の顧客に販売するに際し、中途換金に関する勧誘資料の表示の妥当性について十分な検討・確認が行われておらず、営業員に対しても取引条件の趣旨を周知徹底していなかったため、投資勧誘において顧客に中途換金の取引条件について十分説明していない事例が認められた。

特定銘柄の不適正な投資勧誘

特定の株式を推奨銘柄とし、当日の制限値幅上限の価格での指値で買付け勧誘を行うという支店長の指示に基づき、全営業員が

一斉に多数の顧客に対して積極的な勧誘を行い、取引開始前に大量の制限値幅上限の指値での買付注文を受託し、執行している事例が認められた。

(3) 内部管理体制関係

社内管理システムの不備及び不十分な活用

- イ 組織上、内部管理体制として内部管理統括責任者等を配置しているが、自主規制ルールで規定されている勧誘資料の審査を行っていないなど、その職責を全く果たしていない事例が認められた。
- ロ 営業員による名義借りの事実を支店長及び内部管理責任者等の管理職が把握していたにもかかわらず、支店長がこれを本社へ報告しなかったため、違反行為について行政当局や日本証券業協会への届出等がされていない事例が認められた。
- ハ 投資信託の償還乗換優遇措置の利用に関し、内部管理責任者に対する注意喚起、通達の発出やシステム構築は行っているものの、営業員に対する説明不足、同措置の利用状況の未把握等により、多数の未利用取引の継続的発生を看過している事例が認められた。
- ニ 同一外貨建て商品間の乗換えに関し、為替コストが余分な負担になるという問題の所在や具体的に負担とならない方法について、具体的指導や注意喚起がされていない事例が認められた。
- ホ 信用取引の評価損拡大によりアテンション（注）の指摘を受けた顧客について、顧客面談は行っているものの、顧客が損益を認識しているかの確認等にとどまり、取引内容についての確認をしていないため、投資勧誘の実態まで十分把握せず、取引一任勘定取引を看過している事例が認められた。

（注）一部の証券会社では、顧客の売買頻度や損益状況等の取引状況について一定の基準を設け、この基準を超える取引を行

っている顧客については、営業員以外の役職員による面談を実施し、その結果を報告させるなどして、不適切な投資勧誘の未然防止に努めている（アテンションシステム）。

へ 取引一任勘定取引の契約の締結に関する日本証券業協会の通知を伝達・周知するための管理体制に問題があり、監査部門におけるチェックも不十分である事例が認められた。

#### 役職員の法令遵守意識の欠如

イ 特定の銘柄の株式について組織的に顧客に買付勧誘を行うという情報や顧客の注文動向の情報が、職務上知りえた特別の情報に該当するという認識がなかったため、支店長等がその情報に基づいて自らその株式を買い付けるという法令違反行為が発生している事例が認められた。

ロ 証券取引所等へ提出した「過誤訂正等のための売買立会いによらない売買承認申請書」「自己・委託区分訂正申告書」「直近の価格に満たない価格での空売りについての理由書」「取引所外取引報告書に係る遅延理由書」において、申請等の理由が事実と異なっている事例が認められた。

ハ 顧客の発注ミスにより生じた本来顧客の自己責任で処理すべき取引について、内部管理責任者等が事実関係を承知した上で、顧客の計算で反対売買させることなく自己勘定で引き取っている事例が認められた。

ニ 本来顧客の委託であるべき取引が自己勘定で処理されていたことを認識していたにもかかわらず、コンプライアンス部門への連絡がなく、異常な取引を看過している事例が認められた。

## 第5 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

金融先物取引業者等に対する検査については、証券検査の際に、市場ルール等の遵守状況の点検や、投資勧誘の実情など営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題は認められなかった。

## 第4章 勸告

### 第1 概説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置（以下「行政処分等」という）について金融再生委員会及び金融庁長官に勧告することができる（設置法第31条第1項）。

具体的には、証券会社等の法令違反行為が把握された場合に行政処分等を行うことを求める勧告や、証券会社等の法令違反行為に対して自主規制機関が必要な処分等を行っていない場合に、自主規制機関に処分等を行わせることを求める勧告などが挙げられる。

監視委員会から勧告を受けた金融再生委員会及び金融庁長官は、これを尊重しなければならない（同条第2項）、また、監視委員会は、金融再生委員会及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる（同条第3項）。

監視委員会から行政処分等を求める勧告を受けた金融再生委員会及び金融庁長官は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、証券会社の登録取消し、業務停止などの行政処分等を命じることとなる。

なお、証券会社の外務員に対する行政処分等については、その事務が金融再生委員会から日本証券業協会に委任されていることから（証取法第64条の7第1項）、日本証券業協会は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務停止処分を命じることとなる。

## 第2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

監視委員会は、本公表の対象期間において、証券会社に対する検査の結果に基づき、金融再生委員会及び金融監督庁長官に対し、法令違反の事実が認められた証券会社及び証券会社の役職員（外務員登録をしている者）に対して行政処分等を行うことを求める勧告を37件実施している（財務局長等の検査結果に基づくもの25件を含む）。

これらの勧告のうち、証券会社について行政処分を求める勧告を行ったものは20件であり、勧告の対象になった証券会社の役職員は70人となっている。

勧告の対象となった主な法令違反の行為者別・内容別の事実関係と、これに対して金融監督庁長官等が行った行政処分の内容は、以下のとおりである（詳細は、附属資料2 - 3参照）。

### 1 会社の法令違反行為

向い呑み及び呑行為〔証取法第39条及び第129条違反、外証法第14条第1項で準用〕

播陽証券は、常務取締役営業本部長の関与により、平成9年2月19日、顧客からの委託注文を誤って買い付け過ぎた特定銘柄の上場株式について、他の複数の顧客からこの銘柄の買付けの委託注文を受託し、証券取引所の会員に取り次ぐことなく、自己が直接にこの株式の売買における相手方となった。

- ・ 勧告年月日 平成11年10月8日
- ・ 行政処分の内容 本店営業部における業務のうち、株券の売買に係る受託等の業務の停止1日

ガーバンインターナショナル東京支店は、自己の売買益を確保する目的で、平成11年1月から12月までの間、多数回にわたり、多数の顧客から受託した有価証券の売買の委託（取次）注文について、自己が有価証券の売買の相手方となって取引を成立させた。

- ・ 勧告年月日 平成12年6月21日
- ・ 行政処分の内容 業務停止5日

虚偽の記載をした取引報告書の交付、取引報告書の不交付  
〔証取法第41条違反、外証法第51条第3号、第14条第1項で準用〕

クレスベール・インターナショナル・リミテッド東京支店は、支店長ほか役職員の関与により、平成8年9月以降、顧客のプリンストン債の買付けに関し、意図的に実際の約定内容と異なる内容を記載した虚偽の取引報告書を作成し、顧客に交付した。

- ・ 勧告年月日 平成11年10月22日
- ・ 行政処分の内容 業務停止（平成11年11月1日から平成12年1月14日までの間）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「有価証券の売買その他の取引に関する虚偽表示」、  
「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」、  
「有価証券を売却する場合における引受人の信用の供与」の事実に係る処分を含む。

クレディ・リヨネ・セキュリティーズ・ヨーロッパ・スイス・アーゲー東京支店は、業務本部長の関与により、平成10年9月11日、個別株式オプションの権利行使により成立した顧客の株式の売買に関し、意図的に実際に成立した売買の内容と異なる

る内容を記載した虚偽の取引報告書を作成し、顧客に交付した。

- ・ 勧告年月日 平成12年4月21日
- ・ 行政処分の内容 有価証券オプション取引のうち株式に係る取引の受託業務の停止1週間

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」、の「利益に追加するため財産上の利益を提供する行為」の事実に係る処分を含む。

ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド東京支店は、平成10年11月から平成11年10月までの間、当支店の親法人から受託した有価証券先物取引の委託注文の一部について、市場において取引が成立したにもかかわらず、取引報告書を交付しなかった。

- ・ 勧告年月日 平成12年5月15日
- ・ 行政処分の内容 有価証券店頭デリバティブ取引の認可申請の禁止6か月  
債券の自己売買に係る業務及び在日グループ会社からの債券の受託業務の停止12日  
国債先物取引の受託業務の停止2日

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」、の「通常の取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引」の事実に係る処分を含む。

取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号違反、外証法第14条第1項で準用〕

センチュリー証券は、歩合外務員ら13人の関与により、平成4年1月から平成11年3月にかけて、17人の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又は一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同期間、取引を受託、執行した。

- ・ 勧告年月日 平成11年7月30日
- ・ 行政処分の内容 本店第二営業部、大阪支店第一・第二営業部、津山支店、新潟支店、長岡支店、及び燕支店の株券の売買に係る受託業務の停止2日

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド東京支店は、株式部の職員の関与により、平成11年12月から平成12年2月にかけて、多数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同期間、取引を受託、執行した。

- ・ 勧告年月日 平成12年5月26日
- ・ 行政処分の内容 商品開発部及び株式派生商品部の業務の停止1週間  
株券の売買に係る受託業務の停止3日

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」の事実に係る処分を含む。

有価証券の売買その他の取引に関する虚偽表示〔証取法第42条

第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第1号違反、外証法第14条第1項で準用]

クレスベール・インターナショナル・リミテッド東京支店は、平成7年8月以降、支店長ほか役職員の関与により、プリンストン債の買付け勧誘に際し、複数の顧客に対し、事実と異なる社債要項や残高証明書等を交付することにより、虚偽の表示を行った。

また、平成7年10月以降、資本市場部長ほか職員の関与により、プリンストン債の買付け勧誘に際し、複数の顧客に対し、事実と異なる勧誘資料を交付することにより、虚偽の表示を行った。

- ・ 勧告年月日 平成11年10月22日
- ・ 行政処分の内容 業務停止（平成11年11月1日から平成12年1月14日までの間）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象としたの「虚偽の記載をした取引報告書の交付」、の「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」、の「有価証券を売却する場合における引受人の信用の供与」の事実に係る処分を含む。

特別の利益を提供することを約して勧誘する行為〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第2号違反、外証法第14条第1項で準用]

クレスベール・インターナショナル・リミテッド東京支店は、支店長ほか役職員の関与により、平成6年9月以降、プリンストン債の買付け勧誘に際し、複数の法人顧客の担当者に対し、金銭（いわゆるリベート）の支払を行うことを約束して勧誘を

行った。

また、平成7年8月、支店長ほかの関与により、プリンストン債の買付け勧誘に際し、法人顧客に対し、顧客の決算期末に融資の仲介を行うことを約束して勧誘を行った。

さらに、平成8年8月ころ、支店長ほかの関与により、プリンストン債の買付け勧誘に際し、法人顧客に対し、顧客とその子会社が買い付けるプリンストン債の間での資金移動や、顧客に融資の仲介を行うことを約束して勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日 平成11年10月22日
- ・ 行政処分の内容 業務停止（平成11年11月1日から平成12年1月14日までの間）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「虚偽の記載をした取引報告書の交付」、 の「有価証券の売買その他の取引に関する虚偽表示」、 の「有価証券を売却する場合における引受人の信用の供与」の事実に係る処分を含む。

クレディ・リヨネ・セキュリティーズ・ヨーロッパ・スイス・アーゲー東京支店は、日本株営業本部長等の関与により、平成10年1月16日、売買執行誤りの訂正処理により当支店の自己勘定に帰属することとなった利益が確実に見込まれる有価証券指数等先物取引を付け替えることを約束して、顧客に有価証券指数等先物取引の勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日 平成12年4月21日
- ・ 行政処分の内容 有価証券オプション取引のうち株式に係る取引の受託業務の停止1週間

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「虚偽の記載をした取引報告書の交付」、 の「利益



案し、顧客に損失を表面化させないことを可能にすることを約束して有価証券取引の勧誘を行った。

また、支店長等の関与により、平成6年4月から平成8年1月までの間、顧客と投資一任契約を結んで注文を出している発注者に対し、注文の発注の見返りに金銭の支払を行うことを約束して有価証券取引の勧誘を行った。

・ 勧告年月日 平成12年5月26日

・ 行政処分の内容 商品開発部及び株式派生商品部の業務の停止1週間

株券の売買に係る受託業務の停止3日

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」の事実に係る処分を含む。

実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買の受託をする行為〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第3号違反〕

野村証券は、エクイティ部職員ほかの関与により、平成7年3月9日、店頭登録銘柄の株式について、自己が売付け、顧客が買付けとなる相対売買を一定の価格で成立させることが可能な価格まで株価を引き下げる目的をもって、午前9時32分から35分までの間、自己の計算による一連の低い指値の売付けを行った。

また、エクイティ部次長の関与により、平成7年3月17日、上場銘柄の株式について、自己の買付けと顧客の売付けを一定

の価格で対当させることが可能な価格まで株価を引き上げる目的をもって、午前10時56分から11時00分までの間、自己の計算による一連の成行又は高い指値の買付けを行った。

さらに、エクイティ部等の役職員の関与により、平成7年3月24日、複数の上場銘柄の株式について、自己の売付けと顧客の買付けを対当させる取引により自己に発生する売買損を縮小するため、株価を引き上げる目的をもって、あらかじめ顧客にそれぞれの銘柄の買付注文の発注を依頼した上で、その買付注文を受託する方法により、午前9時35分から10時30分までの間、顧客の計算による一連の高い指値の買付けを行った。

・ 勧告年月日 平成11年7月19日

・ 行政処分の内容 株券の自己売買に係る業務の停止1週間

エース証券は、平成9年2月、8月及び平成10年2月、東京法人部次長の関与により、顧客が保有する複数の上場銘柄の株式について、決算期における評価損の縮小を図るため、一連の成行又は高い指値の買付注文を連続して発注する方法により株価を引き上げようとしていることを知りながら、その一連の買付注文を受託、執行した。

・ 勧告年月日 平成11年7月23日

・ 行政処分の内容 株券の売買に係る受託等業務の一部停止  
3日

山丸証券は、ディーリング部員の関与により、平成10年9月1日から平成11年2月19日にかけて、自己勘定で保有する複数の上場銘柄の株式について、株価を引き上げて売買益を得る目的をもって、自己の計算による一連の成行又は高い指値の買付けを行った。

・ 勧告年月日 平成11年7月30日

・ 行政処分の内容 株券の自己売買に係る業務の停止 2 週間  
エヌシーエス証券は、平成10年7月30日、取締役、本店営業部次長及び東京営業所員の関与により、店頭登録銘柄の株式について、複数の顧客間の売買を一定の価格で成立させることが可能な価格まで株価を引き上げる目的をもって、他の顧客に一連の高い指値の買付注文を連続して発注させ、一連の買付注文を受託、執行した。

・ 勧告年月日 平成11年12月3日

・ 行政処分の内容 東京支店の株券の売買注文に係る受託業務等の停止 3 日  
本店営業部の株券の売買に係る受託業務等の停止 1 日

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為」の事実に係る処分を含む。

損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為、又は第三者をして提供させる行為〔証取法第42条の2第1項第3号違反〕

エヌシーエス証券は、平成9年10月20日、代表取締役社長、取締役、顧問、本店営業部部長、中央市場営業所所長及び同営業所員の関与により、顧客の有価証券の売買につき、有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、代表取締役社長の資金を現金で顧客に支払う方法により、200万円の財産上の利益を提供した。

・ 勧告年月日 平成11年12月3日

・ 行政処分の内容 東京支店の株券の売買に係る受託業

### 務等の停止 3 日

#### 本店営業部の株券の売買に係る受託 業務等の停止 1 日

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買の受託をする行為」の事実に係る処分を含む。

大万証券は、代表取締役社長及び取締役ほかの関与により、顧客の有価証券の売買につき、有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、平成11年4月1日、当社の資金を顧客が使用した口座に入金する方法により、約341万円の財産上の利益を提供した。

また、その顧客の有価証券の売買につき、有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、平成11年3月31日、他の顧客をして他の顧客の保有する株式を売却した代金を損失に充当させる方法により、約227万円の財産上の利益を提供させた。

- ・ 勧告年月日 平成12年5月26日
- ・ 行政処分の内容 岡崎支店の株券の売買に係る受託業務の  
停止 3 日

二浪証券は、投資信託の買付け勧誘に際し営業員が元本保証する旨の書面を差し入れていた顧客から損失補てんの約束の履行を要求されたことから、平成9年11月4日、代表取締役会長及び取締役営業部長の関与により、投資信託について生じた顧客の損失の全部を補てんするため、代表取締役会長の資金を現金で顧客に支払う方法により、約15万円の財産上の利益を提供した。

- ・ 勧告年月日 平成12年 6月21日
- ・ 行政処分の内容 再発防止策、内部管理体制の充実・強化及び役職員に対する法令遵守の徹底に関する方策を講じることと、責任の所在を明確化することを命令

利益に追加するため財産上の利益を提供する行為〔証取法第42条の2第1項第3号違反、外証法第14条第1項で準用〕

クレディ・リヨネ・セキュリティーズ・ヨーロッパ・スイス

- ・ アーゲー東京支店は、顧客から取引の執行に関するクレームを受けたことから、平成12年2月1日、日本株営業部長、同部課長及び株式転換社債部職員の関与により、株式の売付けに関し、顧客の利益に追加するため、立会いで成立した顧客の取引を当支店の自己勘定に付け替えた後に、立会外において、立会いで約定価格より高い価格で、顧客の売付けと当支店の自己勘定の買付けの売買を成立させることにより、約64万円の財産上の利益を提供した。

- ・ 勧告年月日 平成12年 4月21日
- ・ 行政処分の内容 有価証券オプション取引のうち株式に係る取引の受託業務の停止 1週間

(注)上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象としたの「虚偽の記載をした取引報告書の交付」、の「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」の事実に係る処分を含む。

法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制命

令第10条第4号違反]

コスモ証券は、役員による当社の株式等の売買について、当社に係る法人関係情報の有無や役員の法人関係情報保有の有無を確認しないで、役員の取引に承認を与えており、役員の有価証券の売買に関する管理の状況が当社の法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないことが認められた。

- ・ 勧告年月日 平成11年11月12日
- ・ 行政処分の内容 再発防止策、内部管理体制の充実・強化及び役職員に対する法令遵守の徹底に関する方策を講じることと、責任の所在を明確化することを命令

通常取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引  
〔証取法第45条第3号に基づく行為規制命令第12条第5号違反、  
外証法第14条第1項で準用〕

イービーエヌ・アムロ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド東京支店は、平成9年9月から平成10年6月までの間、当支店の親法人である銀行から、通常取引条件と著しく異なる条件である無利息で、約70億円の借入れを行った。

- ・ 勧告年月日 平成11年11月12日
- ・ 行政処分の内容 内部管理体制の充実・強化、役職員の法令等遵守の徹底、再発防止策の策定と、法令違反行為についての責任の所在を明確化することを命令

ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド東京支店は、平成10年11月から平成11年10月までの間、当支店の親法人から受託した有価証券先物取引の委託注文の一部について、当支店の自

己勘定での取引として処理をし、本来、親法人が負担すべき委託手数料を徴収せず、また、取引証拠金を当支店において負担した。

- ・ 勧告年月日 平成12年 5月15日
- ・ 行政処分の内容 有価証券店頭デリバティブ取引の認可申請の禁止 6か月  
債券の自己売買に係る業務及び在日グループ会社からの債券の受託業務の停止12日  
国債先物取引の受託業務の停止 2日

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「取引報告書の不交付」、 の「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」の事実に係る処分を含む。

有価証券を売却する場合における引受人の信用の供与〔証取法第46条違反、外証法第14条第1項で準用〕

クレスパール・インターナショナル・リミテッド東京支店は、支店長の関与により、平成10年4月、当支店が引受人となった株式の売却に際し、顧客に対し、その買付代金の貸付けを行った。

- ・ 勧告年月日 平成11年10月22日
- ・ 行政処分の内容 業務停止（平成11年11月1日から平成12年1月14日までの間）

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「虚偽の記載をした取引報告書の交付」、 の「有価証券の売買その他の取引に関する虚偽表示」、 の「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」の事実に係る処

分を含む。

有価証券の募集のため偽計を用いる行為〔証取法第 158条違反〕

南証券は、代表取締役社長ほかの関与により、平成11年11月23日以降、当社グループ会社が発行する社債「ミナミ・ハイイールド・ボンド」の募集について、多数の顧客に対し、社債の発行会社の実態を明らかにしないなど社債の内容について誤解を与える勧誘資料を作成し、これを交付して勧誘を行うなどの偽計を用いた。

- ・ 勧告年月日 平成12年 3月15日
- ・ 行政処分の内容 登録取消し

(注) 上記の処分内容は、勧告の対象としたこの法令違反のほか、金融監督庁が把握した「多額の顧客資産等が毀損しており、支払不能に陥るおそれがある」ことや、「代表取締役社長の関与により、顧客より寄託を受けている有価証券の一部が会社から持ち出され、所在不明となっている」事実に係る処分を含む。

政令で定めるところに違反した空売り〔証取法第 162条第 1項第 1号違反〕

アーク証券は、平成10年 7月から 9月までの間、有価証券市場において、空売りであることを明らかにしないで、自己の計算による株式の空売りを多数回行った。

また、同期間、有価証券市場において、直近の価格に満たない価格での自己の計算による株式の空売りを多数回行った。

- ・ 勧告年月日 平成11年 7月23日

・ 行政処分の内容 株券の自己売買に係る業務の停止10日

豊証券は、平成10年11月2日から19日までの間、取引所有価証券市場において、証券取引所に対し空売りであることを明らかにしないで、自己の計算による株式の空売りを多数回行った。

また、同期間、取引所有価証券市場において、証券取引所が直近に公表した価格に満たない価格での自己の計算による株式の空売りを多数回行った。

・ 勧告年月日 平成11年7月23日

・ 行政処分の内容 株券の自己売買に係る業務の停止10日

金吉証券は、平成10年12月1日から平成12年3月1日までの間、取引所有価証券市場において、証券取引所に対し空売りであることを明らかにしないで、自己の計算による株式の空売りを多数回行った。

また、同期間、取引所有価証券市場において、証券取引所が直近に公表した価格に満たない価格での自己の計算による株式の空売りを多数回行った。

・ 勧告年月日 平成12年6月21日

・ 行政処分の内容 株券の自己売買に係る業務の停止10日

報告徴取に対する虚偽報告〔証取法第198条の5第7号違反〕

和光証券は、平成11年8月3日、北陸財務局長から福井支店の顧客の取引に関し、営業員の法令諸規則違反行為の有無について調査・報告を求める命令を受けた。当社は福井支店において、営業員が無断売買あるいは取引一任勘定取引の契約を締結する行為など法令諸規則に違反する行為を行っていたことを把握していたが、同支店長及び総務課長の判断により、平成11年

8月6日、法令諸規則に違反する行為が認められなかった旨の虚偽の報告を行った。

- ・ 勧告年月日 平成12年3月17日
- ・ 行政処分の内容 福井支店の株券の売買に係る受託業務の停止2日

## 2 役職員の法令違反行為

証券会社の役職員（外務員登録をしている者）に係る勧告については、以下の法令違反行為が認められた。

取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号違反、外証法第14条第1項で準用〕

外務員は、顧客から依頼を受け、又は自らの営業成績の向上を図るため、株式等の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又は一部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した（勧告対象16社34人）。

役職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制命令第4条第5号違反〕

外務員は、自己の営業成績の向上及び利益追求を図るため、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（勧告対象4社5人）。

損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔証取法第42条の2第1項第3号違反〕

外務員は、顧客の株式の売買について生じた損失の一部を補てんするため、自己の資金を支払うことにより、財産上の利益を提供した（勧告対象4社8人）。

役員の内外部取引〔証取法第166条第1項第1号違反〕

証券会社の代表取締役は、取締役会で子会社の異動を伴う株式の取得を決定したという重要事実を知りながら、その重要事実の公表前に、当社の株式を買い付けた（勧告対象1社1人）。

そのほか、有価証券の売買その他の取引に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示をする行為（勧告対象1社1人）、外務員の職務に関する著しく不適当な行為（勧告対象2社3人）などが認められた。

なお、個別の勧告事案の概要については、附属資料2 - 3の2に掲載した。

## 第5章 建 議

### 第1 概 説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について金融再生委員会、金融庁長官又は大蔵大臣に建議することができる（設置法第32条）。

建議は、監視委員会が検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等についての監視委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。監視委員会の行う建議は、行政部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

監視委員会は、建議の具体的な内容として、取引実態等からみて現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するとの観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行っている。

### 第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

#### 1 建議の実施状況

監視委員会は、本公表の対象期間において、犯則事件の調査の結果に基づき、銀行業等の財務諸表の注記事項に関する建議を大蔵大臣に対し、また、証券会社の検査の結果に基づき、証券会社の営業姿勢に関する建議を金融監督庁長官に対し実施している。

## 2 建議の内容

### (1) 銀行業等の財務諸表の注記事項に関する建議

監視委員会は、証取法の規定に基づき、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表についての問題点が認められたので、平成11年12月21日、大蔵大臣に対して、関係規則等の見直しを行うなど、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。

建議において指摘した内容は、以下のとおりである。

#### 担保資産の注記

日本長期信用銀行は、関連ノンバンクの債務に対する信用補完として、有価証券担保を提供していたが、この事実は同行の有価証券報告書には記載されていなかった。

これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という）において、資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならないと規定しているが、銀行・信託業等、一部の別記事業の財務諸表においては、担保資産の注記は記載を要しないものとされていることによるものである。

しかし、投資判断の前提となる重要な財務情報の開示を徹底し、投資者の保護に十全を期する観点から、このような例外的取扱いの見直しを行い、銀行・信託業等においても担保資産を開示する必要が認められる。

#### 関連当事者との取引の開示の徹底

日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行は、関連ノンバンクとの間に債権放棄等を含む取引があるにもかかわらず、それぞれの有価証券報告書にはこれらの取引をほとんど記載していな

かった。

関連当事者との取引は、独立した対等な立場で行われるその他の者との取引には通常見られないような条件で行われることがあることから、財務諸表等規則は、関連当事者との取引のうち重要なものについて、取引の内容、取引の条件等を注記しなければならないと規定しており、この注記は、銀行・信託業等の財務諸表においても記載を要するものとされている。

したがって、関連当事者との取引が会社の財政状態や経営成績に及ぼす影響を投資者が適切に判断できるよう、銀行・信託業等の会計実務においても、規定を狭く解釈することなく、関連当事者との取引の十分な開示を行う必要が認められる。

## (2) 証券会社の営業姿勢に関する建議

監視委員会は、証取法の規定に基づき、証券会社の検査を行った結果、顧客に対し誠実かつ公正に業務を遂行するという証券会社の営業姿勢に関して問題点が認められたので、平成12年3月24日、金融監督庁長官に対して、投資者の保護に資するため、日本証券業協会の自主規制機関としての機能を活用することにより、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。

建議において指摘した問題点は、以下のとおりである。

### 証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引

平成10年3月以降に検査を終了した証券会社の検査において、顧客が証券投資信託の償還金をもって、償還金の支払を行った証券会社で一定期間内に新たな証券投資信託を買い付ける場合には、その買付けに係る手数料を減免するという証券投資信託の償還乗換え時の優遇措置を、営業員の認識不足等により顧客に十分説明せず、その措置を利用することなく、顧客が本来負

担する必要のない手数料を負担させている事例が、多数の証券会社において認められた。

これらの行為は、全部又は大多数の営業店で、長期間にわたって、多数の営業員により、多数の顧客の取引において行われている。

#### 同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱い

平成10年11月以降に検査を終了した証券会社の検査において、同一外貨建て商品間で乗換えをする場合に、いったん円貨で換算決済することの不利益について、営業員の認識不足等により顧客に十分説明せずに、特定の外貨建て商品に係る売却代金の外貨を売却して円貨を購入した後、新たに買い付ける同一外貨建て商品の買付代金に充当するため再度円貨を売却して外貨を購入することにより、顧客に無用な為替手数料を負担させている事例が、多数の証券会社において認められた。

### 3 建議に基づいて執られた措置

#### (1) 銀行業等の財務諸表の注記事項に関する建議に基づいて執られた措置

監視委員会が平成11年12月21日付で建議した内容について、大蔵大臣は、平成12年3月13日、銀行・信託業等を営む株式会社が提出する財務諸表において、担保資産の注記を要しないとされていた点を改めるため、「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）」の一部を改正した。

具体的には、銀行・信託業等において記載を要する注記の内容として上記ガイドラインが列挙している事項に、「財務諸表等規則第43条に規定する担保資産の注記」を追加することにより、銀

行・信託業等を営む株式会社が提出する財務諸表においても担保資産の注記を義務付けることとした。

また、関連当事者との取引については、大蔵省関東財務局の理財部統括証券監査官発出の「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成12年3月版）」において、「関連当事者との取引」の注記に関し、関連当事者の範囲等、特に留意すべき事項を明らかにした。

なお、全国銀行協会や損害保険業協会においても、それぞれの会員あてに、担保資産の注記とともに関連当事者との取引についても開示に努める旨の通知文書を発出し、注意喚起を行った。

(2) 証券会社の営業姿勢に関する建議に基づいて執られた措置

監視委員会が平成12年3月24日付で金融監督庁長官に建議した内容について、金融監督庁長官は、同日付で日本証券業協会会長あてに、証券会社の営業姿勢の問題に対して必要かつ適切な措置を講じるよう通知文書を発出した。

これを受けて日本証券業協会は、平成12年3月29日、会長名で会員代表者あて文書「証券投資信託及び外貨建商品の乗換え時における不適正な投資勧誘について」を発出し、今回の建議で指摘された証券会社の営業姿勢に係る問題点について、重大に受け止め、各会員証券会社の役職員に対し周知の徹底を図るよう要請を行った。

また、金融監督庁は、日本証券業協会が執った措置について、財務局等及び証券投資信託協会に対し周知を行った。

## 第6章 取引審査

### 第1 概説

#### 1 取引審査の意義及び報告・資料徴取の対象

監視委員会は、犯則事件の調査、証券会社等の検査のほか、日常的な市場監視活動として取引審査を行っている。これは、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、証取法、外証法及び金先法により金融再生委員会及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取するなどして、証券取引等を審査するものである。

なお、検査権限と同様、監視委員会に委任された報告・資料の徴取権限についても、その一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる）。

報告・資料徴取の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の持株会社等	（証取法第 194条の6）
登録金融機関	（証取法第 194条の6）
証券業協会	（証取法第 194条の6）
証券取引所	（証取法第 194条の6）
外国証券会社国内支店及び特定金融機関	（外証法第42条）
金融先物取引所及びその会員	（金先法第92条）
金融先物取引業者	（金先法第92条）
金融先物取引業協会	（金先法第92条）

（注）（ ）内の法律条項は、金融庁長官から監視委員会への報告・資料の徴取権限の委任規定である。

## 2 取引審査の範囲

取引審査の範囲は、政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第20条）及び金融再生委員会規則（第27条。金先法関係）で定められている。例えば、相場操縦の禁止、風説の流布の禁止、内部者取引の禁止、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為等についての規定に関するものを審査することとされている（附属資料1 - 5の2参照）。

## 3 取引審査の着眼点及び視点

取引審査は、

- (1) 株価が急騰・急落した銘柄
- (2) 株価が一定期間、固定的に推移している銘柄
- (3) 対当売買執行前後の株価動向
- (4) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄
- (5) インターネットやダイヤルQ2などの情報
- (6) 一般から寄せられる様々な情報

などに着目し、

- (1) 市場仲介者として一般の投資者より重い責務を負う証券会社等がどのように関与していたか
- (2) それらの取引の中に証取法等の法令に触れるものはなかったか
- (3) 証券取引所等の自主規制機関が有効に市場監視の機能を果たしているか

などを重要なポイントとして、実施している。

また、自主規制機関である証券取引所、日本証券業協会等の市場監視部門とは、定期的又は随時に必要な情報交換を行うとともに、事実関係に関する照会を行うなど緊密な連携を図っている。

## 第2 取引審査実績

### 1 審査の実施状況

取引審査を実施するに当たっては、市場情報、企業情報の収集に努めるとともに、証券会社等から資料を徴取し、あるいは事情聴取を行い、一定期間、一定範囲の市場取引について詳細な分析を行っている。

本公表の対象期間における審査の実施状況は、以下のとおりである。

(1) 価格形成に関して審査を行ったもの	78	件
着眼点別の主な内訳		
・ 株価が急騰したもの	68	件
・ 株価が固定的に推移したもの	5	件
(2) 内部者取引に関して審査を行ったもの	236	件
重要事実別の主な内訳		
・ 株式の分割	41	件
・ 新株等の発行	38	件
・ 業績予想の上方修正	24	件
(3) その他、風説の流布等の観点から審査を行ったもの	12	件

また、監視委員会、財務局長等のそれぞれの審査件数は、以下のとおりである。

監視委員会	227	件
財務局長等	99	件

## 2 審査結果の概要

本公表の対象期間において審査した銘柄について、その審査内容を概観すれば、以下のとおりである。

株価形成に関しては、株価が急騰するなど不自然な動きをしたものの、株価が一定水準に固定されていると認められたものを中心に、審査を行った。審査の対象とした株価が急騰した銘柄の中には、特定委託者グループにより株価が引き上げられたのではないかと疑われる売買が認められた。

内部者取引に関しては、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすと思われる情報を公開することにより株価が大きく変動したものを中心に、幅広く審査を行った。審査の対象とした銘柄には、株式の分割、発行会社の新株等の発行、業績予想の上方修正など株価の上昇要因と考えられる情報を公開したものが多かった。審査の結果、内部者取引の疑いが認められた者には、発行会社の役職員のほか、発行会社の取引先及びその役職員も含まれていた。

その他風説の流布等に関しては、各種の情報により株価が大きく変動したと思われる銘柄を中心に審査を行った。

審査の結果、問題が把握され、更に深度ある調査を必要とする事案については、臨店等による検査を実施するなど、一層の問題の究明に努めている。

これらの審査活動を通じて、証券市場に対する日常監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えられる。

本公表の対象期間に行った主な審査事案は、以下のとおりである。

### (1) 株価形成に関して審査を行った事案

A銘柄の株価は大口対当売買を契機として、出来高を伴い急騰したが、その期間中に、特定委託者グループは、連日にわた

りストップ高の価格で買い指値注文を大量に発注し、買い気配値段を更新させ、株価を引き上げて、大口対当売買により引き取った株式を高値で売り抜けたとの疑いから審査を行った。

B 銘柄の株価が出来高を伴い急騰したが、その期間中に、特定委託者グループは、対当売買を交えながら、高指値の買い注文を発注して買い上がり、株価を引き上げて、買い建てていた信用建玉の決済により発生する損失の軽減を図ったとの疑いから審査を行った。

C 銘柄ほか複数の銘柄の株価が出来高を伴い急騰したが、特定委託者グループは、安値圏で大量に買い集めた後、大量の下値の買い注文を発注しつつ、投資顧問業者に情報を流して会員向けメール等により銘柄推奨をさせ、株価が一段高となった時点で、買い集めた株式を高値で売り抜けたとの疑いから審査を行った。

D 銘柄の株価が下落してきたことから、D 発行会社は、その関連会社グループに依頼し、同グループが寄付前に前日の終値近辺の価格で大量の指値買い注文を発注して下値を支えつつ、高指値の買い注文により終値を引き上げて、株価の急落を食い止め、株価の維持を図ったとの疑いから審査を行った。

E 銘柄ほか複数の情報通信関連銘柄の株価は、出来高を伴い急騰したが、その期間中の売買について、買付け関与形態等の売買状況、特に大引け間際での買付け状況、対当売買の状況や株価と市場に流れた情報との関連性など、株価形成面に関して、審査を行った。

(2) 内部者取引に関して審査を行った事案

F 発行会社は和議開始の申立てをすることを公表したが、そ

の公表前に、取引先の役員による売付けがあったことから審査を行った。

G発行会社は自己株式を取得することを公表したが、その公表前に、G発行会社の元役員及びその親族による買付けがあったことから審査を行った。

H発行会社は株式の分割を公表したが、その公表前に、H発行会社の職員及びその妻による買付けがあったことから審査を行った。

I発行会社は他の2社を吸収合併することを公表したが、その公表前に、取引先の役員による関係3銘柄の買付けがあったことから審査を行った。

J発行会社は転換社債を発行することを公表したが、その社債発行について契約関係にある会社の元役員の親族、知人による買付けがあったことから審査を行った。

(3) その他、風説の流布の観点から審査を行った事案

インターネットの掲示板上の「会社更生法を申請」などの書き込みと株価の変動との関係について審査を行った。

アナリストが作成し、発表したレポートと株価の変動との関係について審査を行った。

## 第7章 その他の活動状況

### 第1 インターネット取引への取組み状況

#### 1 概説

近年の情報技術の急速な発達に伴い、その象徴的な存在であるインターネットは、わが国においても利用者が急激に拡大しており、膨大な数の様々なホームページが開設されるなど、新たな情報伝達手段となってきた。

また、平成11年10月の株式売買委託手数料の完全自由化を一つの契機として、インターネットを利用した証券取引が増加していることから、インターネットを利用した不公正取引に対する監視活動の重要性が高まってきている。

こうした証券取引に係る環境の変化に対して、監視委員会は、数名の担当者を置いて、日常的にインターネット上の各種の掲示板及びホームページ等で発せられる様々な情報の収集、内容の分析を行い、また、証券会社の検査においてもその取引の実態を監視している。

#### 2 インターネット・サーフ・デイ

インターネットは、証券市場に大きな変革をもたらし、投資者にとっては豊富な情報をより容易に入手できるなどのメリットがある一方で、市場における不正行為に対しても新たな手段や機会を与えるものである。また、インターネットは、瞬時に世界のあらゆる所へ情報が発信されるものであるため、一国だけでは十分な対応が困難であり、国際的に連携した監視活動が重要である。

このような問題意識の下、監視委員会を含めた、証券監督者国際

機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）の法務執行及び情報交換に関する作業部会に属する18か国、21の証券規制当局等は、平成12年3月28日を「インターネット・サーフ・デイ」とし、国際的に連携して一斉にインターネット上の証券取引に係る不正行為の実態把握を行った。

この結果、18か国全体では、約10,000サイトについて実態把握を行い、そのうち、クロスボーダー取引が関連すると考えられる250以上のサイトを含めた1,000以上のサイトについて、今後、各国当局の監視対象とすることとなった。監視委員会においては、336サイトについて実態把握を行い、そのうち、クロスボーダー取引が関連すると考えられる9サイトを含めた25サイトを、今後、監視委員会が継続して監視していくサイトとしてIOSCOに報告した。

### 3 インターネット巡回監視システム

証券取引に関して、インターネット上のホームページを利用して、相場の変動を意図した悪質な情報が流される可能性も増大している。

監視委員会においても、これらのホームページを数名の担当者でチェックするには限界があるため、新たに「インターネット巡回監視システム」（IPS：Internet Patrol System）を開発し、効率的な監視を行うことに努めている。

このシステムは、あらかじめ選定した特定のホームページを自動的に・定期的に巡回して情報を収集・蓄積し、その中から必要に応じて、特定の銘柄等についての検索ができるというものである。これにより、日々更新され、増大するホームページの情報収集の効率化を図っている。

## 第2 新たな市場への取組み状況

平成11年11月11日には東京証券取引所においてマザーズ市場が開設されて、同年12月22日に2銘柄の売買が開始され（平成12年8月31日現在では、16銘柄）、また、平成12年5月8日には大阪証券取引所においてナスダック・ジャパン市場が開設されて、同年6月19日に8銘柄の売買が開始された（同、16銘柄）。

こうした新たな市場の創設は、高い成長の可能性を有する新興企業の資金調達を円滑にし、もって新たな産業の育成を図るとともに、投資者に多様な投資対象を提供することを目的としている。

監視委員会は、こうした新たな市場についても、既存の他の市場と同様に、各証券取引所をはじめとする関係機関と市場の監視について緊密な連絡・連携を図り、適切な監視活動を行うことにより、市場における取引の公正性の確保に努めている。

## 第3 一般からの情報の受付

### 1 情報の受付体制

一般から監視委員会に寄せられる電話、来訪、文書（ファクシミリを含む）又はインターネット等による情報は、検査、取引審査及び犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、監視委員会は、発足以来、情報受付体制の整備を図り、積極的にこれらの情報を受け付けている。

### 2 情報の受付状況

本公表の対象期間において監視委員会が投資者など一般から受け付

けた情報は 789件で、内訳は、電話 198件、来訪19件、文書 156件、インターネット 359件、金融監督庁監督部や財務局等から回付を受けたものが57件となっている。

これらの情報の内容については、個別銘柄に関するものが 385件、証券会社の営業姿勢に関するものが 200件、その他の意見等が 204件となっている。

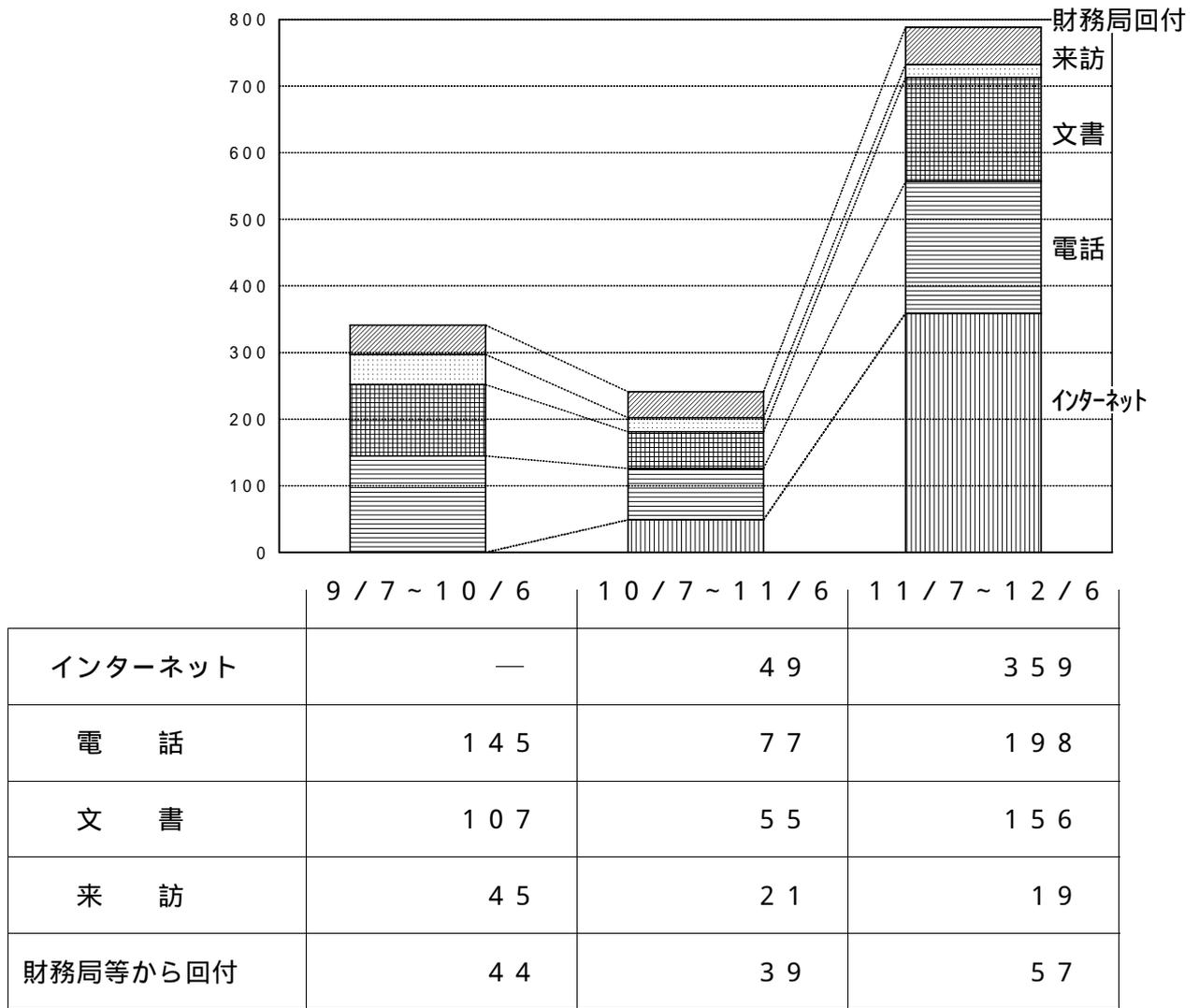
個別銘柄に関するものでは、相場操縦の疑いに関するものが最も多く、次いで内部者取引の疑いに関するもの、風説の流布の疑いに関するものとなっている。

また、証券会社の営業姿勢に関するものでは、顧客の知識に照らし不当な勧誘に関するもの、無断売買に関するものが比較的多くなっている（別図参照）。

受け付けたこれらの情報は、検査、取引審査、犯則事件の調査の各部門又は財務局長等に回付して、それぞれの業務において有効に活用しており、証券会社の検査における指摘事項や勧告の端緒になったもの、取引審査における重要な情報となったものがある。

なお、寄せられた情報のうち、証券会社と投資者との間のトラブルに関するもので個別的な紛争解決を求めているものについては、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、同協会の証券苦情相談室を紹介するなどの対応を行っている。

## 情報の受付状況



(注) インターネットによる情報の受付は、平成11年4月から開始した。

## 情報の内訳

	9/7~10/6	10/7~11/6	11/7~12/6
個別銘柄に関する情報	181	147	385
相場操縦の疑い	63	51	162
内部者取引の疑い	32	32	90
有価証券報告書等の虚偽記載等	15	11	39
損失保証・損失補てんの疑い	15	10	15
その他(風説の流布等)の疑い	56	43	79
証券会社の営業姿勢に関する情報	109	66	200
無断売買	29	15	16
断定的判断を提供した勧誘	10	5	7
顧客の知識に照らして不当な勧誘	3	3	21
取引一任勘定取引契約の締結	4	7	6
大量推奨販売	1	2	3
その他	62	34	147
その他意見等	51	28	204
合 計	341	241	789

## 第4 海外の証券規制当局との連携

証券取引の国際化の進展に伴い、国境を越えたレベルで、各国市場の公正を害する行為も発生することが考えられる。このため、国内市場の公正性確保の上でも、法務執行分野における国際的な協力と連携の強化がますます重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、監視委員会は、本公表の対象期間においても、以下のように様々な機会をとらえて各国証券規制当局との間で法務執行に関する意見交換を積極的に行っており、今後とも国際間の相互協力促進に向けた活動を重視していく予定である。

### 1 証券監督者国際機構（IOSCO）

証券監督者国際機構（IOSCO）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的組織であり、世界の96の国・州・地域から165機関が加盟している（平成12年6月現在）。監視委員会は、平成5年10月、同機構に加盟して、毎年同機構の年次総会に参加しており、平成12年5月にはオーストラリア・シドニーで開催された第25回総会に参加した。

同機構には、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決を提案することを目的として、専門委員会と、その下に5つの作業部会が設置されている。監視委員会は、そのうち法務執行及び情報交換に関する作業部会（WP4）に属し、国際化する市場への対応のため積極的に討議に参加している。最近では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の協力、情報提供などが、同作業部会における主要議題の1つとなっている。また、インターネットに対する取組みとして、監視委員会を含めたWP4メ

ンバー等は、平成12年3月28日を「インターネット・サーフ・デイ」とし、国際的に連携して一斉にインターネット上の証券取引に係る不正行為の実態把握を行った。

## 2 海外規制当局との交流・協調

わが国の証券市場の改革、監視体制の充実を図っていくためには、諸外国における規制の現状等を常に把握しておくことが必要である。このため、監視委員会は、海外規制当局とは、毎年定期的に行われるIOSCOの種々の会合の場を通じて交流を行っているほか、機会あるごとにそれぞれのレベルにおいて個別に面談する機会を持ち、直面する課題についての意見交換に努めているところである。

## 3 法務執行情報の交換

平成9年4月、北京で開催されたIOSCOアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）において、アジア太平洋地域内の法務執行当局間の連絡を緊密にし協力を進めることが重要であるとの認識から、APRC会員は他の会員に関連する可能性のある証券法令違反の事実を公表した場合、その情報を交換することが決議された。この決議の趣旨を踏まえ、監視委員会は、勧告を行った際の報道発表文（英訳）をそのホームページに掲載している。

## 4 海外規制当局との覚書の締結

証券取引の国際化が進展するに従い、国境を越えて各国市場の公正を害する行為が発生することが予想されるため、海外規制当局間の情報交換がますます重要となっている。海外規制当局と非公開情報の交換を行うためには、日本では規制当局として金融庁が主体と

なった覚書（MOU：Memorandum of Understanding）の締結が必要とされる。監視委員会としては、米国を始めとする海外規制当局との覚書の締結について、積極的に進めていくよう関係当局に働き掛けているところである（なお、海外規制当局との情報交換に関する証取法第 189条、第 194条の 6 参照）。

## 第5 監視体制の充実

### 1 組織の充実

組織面について、より深度ある検査・調査等を実施するため、監視委員会は、発足以来、その充実・強化に努めている。

政府は厳しい定員削減に取り組んでいるところであるが、平成12年度においては、金融システム改革の進展に伴い事後監視型行政の重要性が高まる中、検査周期の短縮を図るとともに、より深度ある検査を実施するため証券取引検査官 8 人、犯則事件調査の体制を整備するため証券取引特別調査官 3 人、クロスボーダー取引の拡大に伴う海外規制当局との協力に対応するため国際調整係長 1 人の、計 12 人の増員が認められ、監視体制の充実・強化が図られた。部局別では、監視委員会事務局に 6 人、財務局等に 6 人の増員となっている。

### 2 研修

監視委員会は、平成 4 年 7 月に設立された組織であり、これまで研修やオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて職員の資質の向上に努めるとともに、ノウハウの蓄積等を図ってきている。

また、近年、金融の自由化・国際化の一層の進展、情報通信技術の急速な向上等を背景に、証券市場を取り巻く環境が著しい変化を

示していることから、デリバティブ研修等、職員がより高度な専門知識を習得することができる研修も実施している。

さらに、米国における市場監視の体制、手法等を研究するため、米国証券取引委員会（SEC）へ職員を派遣している。

### 3 証券総合システム（SCAN - System）

証券総合システムは、平成5年以降、証券会社検査、市場監視、犯則事件の調査等に幅広く利用できる総合的なシステムとして開発を行っているものである。

主な機能としては、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。

#### (1) 証券会社検査系システム

証券会社の各種財務データ、検査結果概要データ等を取りまとめ、証券会社検査に対する分析を行う機能であり、平成7年度から稼働している。

#### (2) 取引審査系システム

内部者取引、株価操縦等の審査の基礎資料作成の過程において、上場銘柄・店頭銘柄で株価が不自然な動きをした銘柄の網羅的な検索、重要事実に関する公表内容や取引内容の検索を可能としている。また、個別銘柄に係る内部者取引審査のための分析機能があり、平成9年から稼働している。

その後も、より機能を充実したものにするため、引き続き開発を進めているが、平成11年度においては、インターネットのホームページに書き込まれる様々な情報を監視するため、インターネット巡回監視システム（SCAN - IPS）を開発した。これによって、膨大なホームページの中から、特定銘柄に係る情報の検索、抽出、

蓄積が可能となり、調査に係る時間の短縮化、作業の効率化を図っている。

そのほか、有価証券報告書等を分析する企業財務内容分析システムの開発や、審査対象市場の拡大（市場外取引等もシステムの対象とするもの）を行うこととしている。

平成10年10月には、関東、近畿、東海の各財務局に証券総合システムを導入したが、平成12年度以降には、残りの財務局等にも順次導入を図る予定である。

## 関係機関の活動状況

## 第8章 金融庁長官の行う金融機関等の検査

### 第1 概説

金融庁長官は、その行う金融機関等の検査に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について監視委員会に諮り、その意見を聴かなければならない（設置法第33条第1項）。

この規定は、金融庁長官が行う検査が適切に実施されるよう、検査の際の視点などについて、行政部内だけでなく、中立的な立場にある者の意見を徴することが有益であるとの観点から、金融機関等検査、証券会社等検査（財務の健全性を中心とする検査）及び保険会社等検査に関し、検査の基本方針や検査の基本計画について、監視委員会から意見を聴くことを金融庁長官に義務付け、監視委員会が必要な提言を行い得ることとしたものである。

また、金融庁長官は、四半期ごとに、金融機関等の検査の実施状況を監視委員会に報告しなければならず、監視委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等の検査に係る事務の運営その他の施策について金融庁長官に建議することができる（同条第2項、第3項）。

なお、平成11検査事務年度においては、検査に係る事務の運営等に関し、建議を必要とする問題点は認められなかった。

### 第2 検査基本方針及び基本計画に関する提言

監視委員会は、金融監督庁長官から、金融機関等の検査に係る「平成11検査事務年度検査基本方針及び基本計画」について意見を求められたのを受け、監視委員会としての意見を述べた。

## 1 「平成11検査事務年度検査基本方針及び基本計画」の内容

平成11年7月27日付で、金融監督庁長官から示された「平成11検査事務年度検査基本方針及び基本計画」は、以下のとおりである。

### 平成11検査事務年度検査基本方針及び基本計画

#### ．平成11検査事務年度の検査基本方針

##### 1．基本的考え方

(1) 金融監督庁発足2年目にあたる平成11検査事務年度は、実効的・効率的な金融検査実現に向けての基盤固めの年と位置づける。当庁は、発足以来、自己責任原則の徹底と市場規律を基軸に明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を押し進め、もって預金者の保護、信用秩序の維持等に資することに努めてきたところである。こうした当庁の責務を果たす観点から、本事務年度においては、検査官の増員、統括検査官をトップとする部門制の採用、特別検査官・専門検査官の設置、さらに金融検査マニュアルの整備など、ハード・ソフトの両面にわたって検査態勢の拡充が図られている。本事務年度においては、こうした態勢を踏まえ、内部管理体制の充実を確保しつつ、専門性の高い深度ある検査を実施することを基本とする。

(2) なお、検査の実施に際しては、以下の金融行政を巡る環境の変化を踏まえるものとする。

預金等の全額保護という特例措置の適用期限である平成13年3月まで残すところ2年弱となり、我が国金融システムの安定性と信頼性を高めるという課題は、さらに重要性を増している。

前事務年度においては、「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」を踏まえ、主要行、地方銀行、第二地方銀行の資産内容について集中検査を実施したところであるが、本事務年度においては、検査官の増員等を踏まえ、検査頻度を高めるとともに、前事務年度においては必ずしも十分な事務量を確保できなかった他の業態（保険会社、信用金庫等）に対しても、順次、検査を実施していく必要がある。

また、我が国金融市場の国際的市場としての地位を確固たるものとする観点から、昨年12月、金融システム改革法が施行され、金融のグローバル化や会計・ディスクロージャー制度の国際標準化等が進展しつつある。こうした流れを踏まえた検査を適切に実施する必要がある。

さらに、西暦2000年を迎える本事務年度においては、コンピュータ2000年問題に対して、機動的かつ重点的な検査を実施し、万全の対応を期する必要がある。

## 2. 検査の重点事項

### (1) 金融機関検査

前事務年度においては、緊急的対応として、主要行、地方銀行、第二地方銀行に対し、自己査定及びそれに基づく償却・引当の実施状況等について実態把握するため、財務局、日本銀行とも連携しつつ集中検査を実施したところである。

本事務年度においては、近年における金融機関を取り巻く環境の大きな変化、金融取引の著しい高度化、国際化、金融機関を巡る不祥事の増加を踏まえ、金融検査マニュアルに基づき、金融機関における自己責任原則の徹底を前提

に、資産内容の健全性、ルール遵守状況、リスク管理状況等について、的確な実態把握に努める。

(2) 金融機関等グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

金融機関等の信託子会社、証券子会社等に対しても、資産内容の健全性、ルール遵守状況、リスク管理状況等に関する実態把握を行っていくが、その際、連結ベースでの監督を踏まえ、親金融機関等と金融機関等子会社のグループを一体的に検査するなど効果的な実態把握に努める。

また、我が国の金融機関等の海外支店、海外現地法人についても、本店・本社等の検査の実施と合わせて、ルール遵守状況、リスク管理状況、特に本店の資産内容の健全性に影響を与えるような取引に重点をおいた検査を実施する。

(3) 保険会社検査

保険会社については、銀行と同様、平成10年3月期から自己査定制度が導入され、自己査定に基づき償却・引当を適切に行うこととされている。また、平成11年4月から早期是正措置制度が導入され、ソルベンシー・マージン比率に基づいて、必要な措置が適時に講じられることになっている。本事務年度においては、こうした制度的枠組みを踏まえ、生命保険会社を中心に資産内容等の実態把握のための検査を集中的に順次実施する。

(4) 証券会社等検査

証券会社については、金融システム改革によってその業務等が大幅に自由化されたことに伴い、検査を通じた資産内容の的確な実態把握が一層重要となる。また、平成11年

4月から証券会社等は顧客から預託を受けた有価証券等を自己の固有財産と分別して保管することが義務付けられている。こうしたことを踏まえ、資産内容の厳正な把握、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率のチェックと合わせ分別管理状況に重点を置いた検査を的確に実施する。

(5) 外国金融機関等に対する検査

ビッグバンの本格化に伴い、外国金融機関等の我が国への進出、我が国金融機関等との提携が増加していることに鑑み、在日外国金融機関等のルール遵守状況、リスク管理状況等に重点を置いた検査を実施することが、これまで以上に重要になってきている。外国金融機関等については、我が国市場における活動状況を踏まえつつ、銀行支店、証券支店、信託銀行現地法人、投資顧問等をグループとして一体的に検査を行うことにより、効果的な実態把握を行う。

(6) 内部モデルに関する金融検査

マーケット・リスク規制は、バーゼル委員会合意に基づき、平成10年1月から我が国でも導入されているが、市場リスクの計測のために採用されたリスク計測モデル（内部モデル方式）の妥当性等の実態把握に重点を置きつつ、前事務年度に引き続き、市場関連リスクに関する検査を実施する。

(7) コンピュータ2000年問題に関する検査

コンピュータ2000年問題については、その対応のために残された時間も少なくなってきたことから、今後、システム対応の完了確認、作成されたコンティンジェンシー

・プランの内容確認等に重点を置いた検査を実施する。

### 3. 機動的な検査の実施等

(1) 金融機関等を取り巻く現下の厳しい状況において、金融機関等の資産内容の急激な悪化等問題が生じた場合には、適時の実態把握に的確に対応することが重要である。このような観点から、検査計画の策定及び検査班の編成に当たっては、機動的・弾力的な対応が可能となるよう努めるものとする。

(2) 従来、個々の検査ごとに検査班を編成し、各検査官は検査の都度、異なる業態・内容を対象として検査を実施していたが、本事務年度においては、検査官の増員、部門制の採用を踏まえ、各業態ごとの特色に対応した、より専門性の高い深度ある検査の実施に努めるものとする。

(3) また、検査官の数の増加に加え、あわせて効果的な検査手法の確立等質的向上も不可欠であり、

金融検査マニュアルの活用、チェックリストの整備を通じ検査の効率性、統一性を確保する

検査監理機能や審査部門の充実を図ることにより、検査の全体としての質的水準の維持・向上を図る

海外主要金融検査当局の検査ノウハウの吸収や外部ノウハウを検査に活用するため、海外当局との人材交流を図るとともに適性ある民間の専門家を登用する

など、引き続き態勢の充実・強化に努めるものとする。

### 検査基本計画

#### 1. 金融機関検査の実施予定数

銀	行	75行		
信	用	金	庫	220庫

計	295行(庫)
2. 保険会社検査の実施予定数	
保    險    会    社	20社
3. 証券会社等検査の実施予定数	
証    券    会    社	90社
証 券 投 資 信 託 委 託 会 社	5社
投 資 顧 問 業 者	35社
計	130社

(注) 上記検査実施予定数は、当初計画として設定しているものであり、金融機関等を取り巻く現下の厳しい経営環境下において適時の実態把握に的確に対応するため、弾力的な運用を行うこととしていることから、実施予定数は変動することがあり得る。

## 2 監視委員会が述べた意見の内容

上記の検査基本方針及び基本計画に関し、監視委員会が平成11年7月30日付で述べた意見は、以下のとおりである。

### 平成11検査事務年度検査基本方針及び基本計画について

#### 1. 基本認識

我が国金融行政は、金融機関等の自己責任原則の徹底と市場規律を前提に、事前指導的な行政から事後監視重視型の行政への転換を図っており、これを踏まえ、昨年、当委員会は、検査の位置付けに関して、従来は「事前指導型行政の補完」という意識が見受けられたが、今後は「事後監視型行政の中核」へと意識の転換

を図ることを提言したところである。貴職におかれては、こうした考え方に則り適切に検査を実施されてきたところであり、当委員会は貴職の検査に対する国民の信頼は大いに高まったものと評価している。また、本事務年度において、部門制の採用、金融検査マニュアルの整備等、体制・基準の両面にわたって、検査態勢の拡充が図られていることは、適切な対応と考える。今後、これらの施策が実効をあげ、当委員会の活動ともあいまって我が国金融行政についての一層の信頼が確立されていくことを期待する。

本事務年度の検査においては、前事務年度において必ずしも十分な事務量を確保できなかった業態に対しても、順次、検査を実施していくとともに、金融のグローバル化、会計・ディスクロージャー制度の国際標準化、コンピュータ2000年問題等、市場及び金融機関等に重要な影響を及ぼす問題を視野におきつつ、専門性の高い深度ある検査を実施することとしており、当委員会としても、これらの必要性についての基本認識を共有するものである。

今般、貴職の示された平成11検査事務年度検査基本方針及び基本計画は、現下の我が国金融システムを取り巻く状況を踏まえた適切なものと考えるが、当委員会の検査・調査結果等を踏まえ、特に以下の諸点に配意してその実施に当たられたい。

## 2. 特に配意することが望ましい事項

### (1) 金融機関の検査

金融システムに対する国民の不安が完全に払拭されていない現下の状況においては、財務内容の健全性に係る実態把握が極めて重要であると考え。貴職が金融機関の資産内容の健全性、リスク管理状況等についての的確な実態把握に努めることを重点事項とされていることは適切であり、引き続き自

己査定等の点検に万全を期されたい。

なお、先般、市場の最も重要な担い手の一つである金融機関自身に、ディスクロージャー違反が発見されたことは極めて残念であり、こうした行為は、金融機関への一般の信頼を大きく損なうものである。金融機関に対する検査が適切かつ厳正に行われることが、金融機関によるディスクロージャーの徹底につながることを期待する。

(2) コンプライアンス及び顧客保護

貴職がルール遵守状況の的確な実態把握を重点事項とされているのは、透明性の高い行政を押し進める上で極めて重要と考える。当委員会の検査・調査等においてもルールの遵守が十分でない事例が見受けられるが、その要因として、役職員において、ルールの遵守が顧客の信頼の確立を通じて長期的にはプラスであるとの意識が、いまだ十分醸成されていないこと、市場の変革、多様な金融サービスの進展の中で、ルールの趣旨や制度の内容についての理解が十分でないことが挙げられる。これは、証券会社のみならず、他の金融機関等にも共通の問題と考えられ、コンプライアンスの管理体制が形式に流れず、金融機関等の組織内において現実に機能しているか等の点検が重要である。同時に顧客に対する適切な説明を含め、第一線職員の研修・教育体制の充実も重要である。

(3) コングロマリット化及びグローバル化への対応

金融機関等が子会社等を通じ、多様な金融サービスを提供していく中で、貴職がこれらコングロマリットの一体的な実態把握に努めることは重要と考える。また、金融市場・取引のグローバル化の一層の進展の中で、金融機関等の検査にお

いても、国境を越えた取引に着目したグローバルな視点からの対応が必要となっている。その意味で、貴職が、我が国金融機関等の海外拠点等及び外国金融機関等を検査の重点として位置付けているのは適切であり、海外主要検査当局との連携等も積極的に進めていくことが期待される。

#### (4) 証券会社の検査

証券会社の監督において、免許制から登録制へ移行し、より客観的な事後監視型への転換が図られるとともに、手数料自由化等大幅な自由化が進められており、証券会社の経営における自己責任がより重視されていくものと認識している。したがって、貴職の証券会社の財務の健全性についての点検は、自己保有の多様な金融商品の実態を踏まえ、的確な資産内容の把握に努めつつ、財務の内容が法令の要請を満たしているかという客観的な観点から行われることが重要と考える。なお、受検者の負担軽減及び検査効率の向上の観点から、証券会社等の検査に当たっては、当委員会と検査対象・日程について必要に応じ調整を行い、効果的な検査を行っていくことが重要と考える。

#### (5) 金融技術革新への対応

金融機関等の検査において、デリバティブ等金融技術のめざましい高度化に適切に対応していくことは、金融機関等の資産内容の健全性やリスク管理状況等を的確に把握する上で極めて重要である。このため、本年度より設置された専門検査官を十分に活用するとともに、金融取引が業態にまたがって行われている現状にかんがみ、当委員会と合同でデリバティブ研修を実施するなどの工夫により金融監督庁が一体として検査手法の充実・向上を図っていくことが重要と考える。

(6) 検査体制の整備

当委員会は、我が国金融行政の事後監視型への転換に伴い、検査要員の充実等検査体制の整備が重要な課題であるとの認識を有している。貴職におかれては、検査の実効性を確保し、また、より専門性の高い深度ある検査を実施するため、これまでも検査官の増員や部門制の採用等体制の整備を図ってこられたところであるが、金融システムの安定という大きな課題の下で、今後とも検査の実効性・効率性の更なる向上に向けて引き続き体制の整備に努力されたい。

3 平成12検査事務年度の検査基本方針等と監視委員会の提言

平成12検査事務年度における、金融庁長官の行う金融機関等の検査基本方針及び基本計画については、平成12年7月25日に監視委員会に諮られ、この基本方針等について監視委員会は、同年7月28日に意見を提言している（附属資料4 - 2、4 - 3参照）。

## 第9章 自主規制機関の行う公正確保業務

### 第1 監視委員会と自主規制機関との関係

自主規制機関（日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会、東京金融先物取引所）は、市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正な業務を行っているかどうかの監査を行うことになっており、監視委員会と自主規制機関とは、市場の監視について、いわば「車の両輪」としての役割を担っている（附属資料1 - 6参照）。

一方、監視委員会は、自主規制機関の監査の業務が適切に執行されているかどうか、あるいは、自主規制機関が法令・自主規制ルール等に違反した会員等の処分を厳正に行っているかどうかについて、検査する立場にもある。自主規制機関は、仲介者等を会員としつつ、適切な行為規範を確立し、会員にその遵守を求めること等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益を増進することになるものであり、今後、金融システム改革が進展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となっており、その活動の一層の充実が期待されている。

監視委員会としては、このような関係にある自主規制機関と常に緊密な連絡・連携を図っており、各自主規制機関の監査等に係る活動状況についてのヒアリングを行っている。各自主規制機関の平成11年4月から平成12年3月（以下「平成11年度」という）における活動状況は、それぞれ以下のとおりである。

## 第2 日本証券業協会の活動状況

日本証券業協会の平成11年度における活動状況は、以下のとおりである。

### 1 会員に対する監査の実施状況

#### (1) 主な監査項目

会員（注1）に対する監査は、会員の公正な取引の確保の観点から、法令・諸規則の遵守状況について一層的確な点検を行うこと、会員の投資勧誘の適正化を一層推進する観点から、リテール営業におけるいわゆる「適合性の原則」（注2）の遵守状況について点検を行うこと、会員の顧客管理体制の充実・強化を一層推進する観点から、内部管理体制の整備・強化の状況について点検を行うこと、会員の分別保管の実施状況について点検を行うことを、監査の重点事項としている。

（注1）日本証券業協会の協会員は、権利義務の違いにより次の2種類に区分される。

会 員	証券会社及び外国証券会社
特別会員	登録金融機関

（注2）「適合性の原則」とは、証券会社の投資勧誘は、投資者の投資判断に対して大きな影響を与えることから、投資者の実情に適合したものでなければならないという考え方であり、証券会社は、顧客の投資目的や財産状況等について、積極的に相当の調査をしなければならない（証取法第43条参照）。

#### (2) 監査の実施状況

平成11年度は80社（国内証券会社63社、外国証券会社17社）の

監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料3 - 2の1の(1)を参照。

### (3) 監査結果の概要

平成11年度における監査の結果をみると、監査の重点事項の1つとして「法令・諸規則の遵守状況の的確な点検」を加えたことや、監査手法を改善したことなどにより、法令関係（法令で定められている事項に関連する協会規則等を含む）では、取引一任勘定取引契約の適用除外行為の管理不備、事故確認等一定の手続を経ないことにより生じた損失補てん、空売りの明示義務違反・価格規制違反等が以前より数多く把握されているほか、協会規則関係（主として協会規則等で定められているもの）では、地場受け、地場出し、仮名取引の受託、名義・住所の貸し借り、顧客との金銭・有価証券の貸借といった規則違反が認められた。このほか、注文伝票の記載不備等が認められている。

これら法令・規則違反のうち、特に改善を図る必要があると認められた定例監査実施会員38社（平成10年度は28社）については、改善状況報告書の提出を求め、必要な改善指導を行っている。

## 2 特別会員に対する監査の実施状況

### (1) 主な監査項目

特別会員に対する監査は、特別会員の証券業務における法令・諸規則の遵守状況についての点検、リテール営業における適合性の原則の遵守状況についての点検、内部管理体制の整備状況についての点検を、監査の重点事項として実施している。

### (2) 監査の実施状況

特別会員に対する監査は、主に日本証券業協会から業務委託を受けた全国銀行協会などの特別会員の組織する団体（6団体）が、日本証券業協会から監査員に任命された職員をもって実施しており、平成11年度は86機関（銀行55、政府系金融機関1、信用金庫14、保険会社13、短資会社3）の監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料3-2の1の(2)を参照。

### (3) 監査結果の概要

監査の結果、照合通知書の交付方法の不備が認められた。

## 3 売買審査の実施状況

### (1) 店頭売買有価証券の売買管理

売買審査の業務を行う店頭売買管理部は、店頭登録株式について、市場情報を自ら収集し、株価・出来高や協会員（会員、特別会員）の売買取引に係る関与状況の把握を行って、その内容に異常性を認めた銘柄のほか、業務部店頭市場課から法令違反の事実や、店頭登録会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生したことについて連絡を受けた銘柄の売買内容を調査し、必要がある場合には、さらに詳細な審査を行っている。

売買審査の結果、必要があれば監査部による監査を要請するなど、関係各部門が相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

また、不適正な売買取引が認められた場合には、その売買取引に関与した協会員に対して、再発防止の観点から定款に基づく措置を講じており、不適正な売買取引とは認められないものの、そ

の疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、協会員に対し注意を行っている。

なお、審査の実施状況については、附属資料3 - 2の2を参照。

#### (2) 取引所有価証券市場外における上場有価証券の売買管理

平成10年12月1日から、市場集中義務の撤廃に伴って行われるようになった上場有価証券の取引所有価証券市場外売買に関し、売買価格の適合状況等についての適切な管理を行っている。

### 4 協会員に対する処分等の概要

日本証券業協会は、協会員が法令又は協会の規則等に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第25条に定める事項に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えた上、理事会の決議により、譴責、1億円以下の過怠金の賦課（平成10年2月から、重大な法令違反等の場合は上限5億円）、6か月以内の会員権の停止・制限又は除名の処分を行うことができる。

平成11年度に行った定款第25条に基づく処分は、除名が1件、譴責が7件、過怠金の賦課が18件・総額5億7700万円となっている。

## 第3 証券取引所の活動状況

証券取引所の平成11年度における活動状況は、以下のとおりである。

### 1 会員及び特別参加者に対する検査の実施状況

#### (1) 主な検査項目

会員及び特別参加者（注）に対する検査（東京証券取引所においては考査。以下同じ）は、法令及び証券取引所の定める自主ル

ールの遵守状況等を検査項目として実施している。主な項目としては、損失補てん・利益提供の禁止関係、違法な取引一任勘定取引関係、取引報告書の交付関係、向い呑み・呑行為関係、空売り関係、市場外取引の明示関係、委託保証金・証拠金関係、過誤訂正申請関係などである。

(注)「特別参加者」とは、会員以外の証券会社等で、証券取引所に上場されている証券先物取引等に直接参加する資格を承認されたものをいう。

## (2) 検査の実施状況

平成11年度は、東京証券取引所においては35社（国内証券会社28社、外国証券会社7社）について、また、大阪証券取引所においては14社（国内証券会社）について検査を実施している。

## (3) 検査結果の概要

東京証券取引所及び大阪証券取引所の平成11年度における検査結果をみると、向い呑み及び呑行為、虚偽の記載をした取引報告書の交付、上場有価証券空売報告書の未提出、法定帳簿の記載不備、信用取引委託保証金の引出し等の制限違反、虚偽の理由による過誤訂正申請、自己・委託区分の誤発注及び訂正申告書の未提出、差金決済取引に類似した不適正取引などが認められている。

なお、検査の結果、改善を図る必要があると認めた場合は、その会員又は特別参加者に対して改善報告書の提出を求め、必要な指導を行っている（平成11年度は、東京証券取引所で上場有価証券空売報告書の未提出等により7社から、大阪証券取引所で不十分な顧客口座管理等により4社から、改善報告書の提出を求めている）。

なお、検査の実施状況については、附属資料3 - 5の1を参照。

## 2 売買審査の実施状況

東京証券取引所を例にとると、売買審査の業務を行う売買審査部は、集積した市場データ等から抽出した銘柄、株式部・債券部等から売買取引の状況に異常性があると連絡を受けた銘柄や、上場部から有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報が生じたと連絡を受けた銘柄について調査・審査を行い、関係各部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

売買審査の結果、不適正な売買取引が認められた場合には、その売買取引に関与した会員及び特別参加者に対して、再発防止の観点から、処分を含め内容に応じた措置を講じている。また、不適正な売買取引とは認められないまでも、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、今後の取引に関して慎重を期するよう注意を喚起している。

なお、審査の実施状況については、附属資料3 - 5の2を参照。

## 3 会員及び特別参加者に対する処分の概要

証券取引所は、会員又は特別参加者が法令又は定款等の諸規則に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第50条に定める事項に該当することとなったと認める場合は、その会員又は特別参加者を審問の上、1億円以下の過怠金の賦課（重大な法令違反等の場合は上限5億円）、戒告、市場における有価証券の売買等の停止・制限、6か月以内の会員権の停止又は除名（特別参加者の場合は取引資格の停止又は取消し）の処分を行うことができる。

また、会員又は特別参加者が法令により業務の停止又は登録の取消しの行政処分を受けた場合には、定款第55条の規定により、その処分の内容に応じ、市場における有価証券の売買等の停止・制限又

は除名の処分を行う。

平成11年度に東京証券取引所が行った処分は、定款第50条の規定に基づく過怠金の賦課が14件・総額8900万円となっており、定款第55条の規定に基づく売買等の制限を課したものが13件となっている。また、大阪証券取引所においては、定款第50条の規定に基づく過怠金の賦課が1件・450万円となっており、定款第55条の規定に基づく売買等の制限を課したものが7件となっている。

#### 第4 金融先物取引業協会の活動状況

金融先物取引業協会の平成11年度における会員に対する監査は、金融先物取引の受託管理の状況、証拠金の管理状況、金融先物取引に係る行為規制の遵守状況を主な監査項目として実施している。

監査の結果をみると、社内規程の不備、事業報告書の記載不備、法定帳簿の記載不備等が認められており、これらについては是正を指導している。

なお、監査の実施状況については、附属資料3 - 9を参照。

#### 第5 東京金融先物取引所の活動状況

東京金融先物取引所の平成11年度における会員に対する考査は、金融先物取引に係る禁止行為等に関する諸規則の遵守状況、社内管理体制の整備状況、金融先物取引の受託管理の状況を主な考査項目として実施している。

考査の結果をみると、法定帳簿の作成・保存の不備、取引の執行方法・手続等に問題がある事例、過誤取引の事務処理が適正に行われていない事例等が認められており、これらについては是正を指導し

ている。

なお、考査の実施状況については、附属資料 3 - 12を参照。